

第 3 条例等による散骨規制の動向

本資料は、散骨に関するガイドラインを検討するに先立ち、散骨に関し、地方自治体がすでに策定している条例、要綱、ガイドラインなどの規制の動向に関し、厚生労働省などが調査した結果を踏まえ、規制の内容、考え方を整理し、論議の参考にするため、分担研究者である小松初男委員が作成し、研究会メンバーが論議して取りまとめたものである。

1 散骨に関する規制を設けている地方公共団体

散骨に関して条例等による規制を設けている主要な地方公共団体と規制の名称を、ほぼ年代順に整理すれば以下の通りである。

地方公共団体	規制の名称
北海道長沼町	長沼町さわやか環境づくり条例
北海道岩見沢市	岩見沢市における散骨の適正化に関する条例
北海道七飯町	七飯町の葬法に関する要綱
長野県諏訪市	諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例
埼玉県秩父市	秩父市環境保全条例
静岡県御殿場市	御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例
埼玉県本庄市	本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例
宮城県松島町	松島町環境美化の促進に関する条例
神奈川県湯河原町	湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例
神奈川県箱根町	箱根町散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県熱海市	熱海市海洋散骨事業ガイドライン
静岡県伊東市	伊東市散骨場の経営の許可等に関する条例
静岡県伊東市	伊東市における海洋散骨に係る指針
静岡県三島市	三島市散骨場の経営の許可等に関する条例

2 条例による規制

条例は、憲法第 94 条に基づき、地方公共団体が議会の議決を経て制定する法規範で、法律の範囲内で住民に義務を課し権利を制限し、違反者には 2 年以下の懲役若しくは禁固、100 万円以下の罰金等の刑罰を科することができる¹。また、条例には、首長がその施行に関して必要な事項を定める規則（条例施行規則）を定

¹ 地方自治法第 14 条

める²のが一般的である。

以下、各地の条例制定による規制の概要を紹介する。

(1) 北海道長沼町「長沼町さわやか環境づくり条例」

平成 17 年 3 月 16 日に制定された、日本国内で初めて散骨を規制した条例である。³同町内で、ある業者が、遺骨を粉末状にして樹木の周辺に撒くという散骨方式の樹木葬を行う「ホロナイ森林公園」の開設を計画したことに対して町民らによる反対運動が巻き起こり、これを受けた長沼町議会が平成 16 年 6 月に同計画に反対の決議をし、翌年条例及び施行規則⁴の制定に至ったもの。

条例第 11 条は、「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。」と規定する。そして、町長は違反者に対し必要な措置を講じるよう勧告し、正当な事由なく勧告に従わないときは、勧告命令を発することができるほか（第 13 条～14 条）、焼骨が散布されている場所やその疑いのある場所への立入調査（第 15 条 1 項）や、勧告や命令に従わず、または立ち入り調査を拒否した者があるときはその旨を公表する権限がある（第 16 条）。さらに、焼骨を散布する場所を提供した者は 6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金（第 17 条 1 項）、第 11 条の規定に違反し第 14 条の命令に従わなかった者は 2 万円以下の罰金または拘留もしくは科料（第 17 条 3 項）、第 15 条 1 項の規定による調査を拒み、または妨げた者は 2 万円以下の罰金に処す（第 17 条 4 項）旨を規定している。

この条例は、ゴミの不法投棄等を取り締まり町の環境美化を促進するとの目的のもと（第 1 条）、その一環として散骨に関する規制を行った日本で初めての条例で、「何人も」と規定しているとおおり、散骨事業者のほか個人に対する規制であり、違反者に対してはかなり厳しい罰則が科されている。

なお、この条例第 11 条の反対解釈から、「墓地内での焼骨の散布」は禁止していないと解する余地があることを付言する。

(2) 北海道岩見沢市「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例」

平成 19 年 9 月に制定された条例⁵で、散骨場の経営には市長の許可が、（第 3 条 1 項）、散骨場以外の区域への散骨には市町への届出が必要とされる（第 8 条）。市長には、散骨場の経営者や散骨の届出人への報告徴収や立入調査、散骨場経営

² 地方自治法第 15 条

³ 平成 17 年 3 月 16 日制定 条例第 10 号、平成 24 年 3 月 27 日一部改正・条例第 15 号。

⁴ 平成 17 年 4 月 7 日 規則第 4 号

⁵ 平成 19 年 9 月 18 日 条例第 22 号

許可の取消し、違反者への勧告やその事実等の公表等の権限がある（第5条～第10条）。また、散骨場の経営者に対しては、条例第3条に違反した場合は6月以下の懲役または100万円以下の罰金、報告義務に違反した場合は50万円以下の罰金が科され、法人の違反の場合には行為者を処罰するほか法人にも罰金刑が科される（両罰規定）（第12条～第14条）。

さらに、条例施行規則⁶には、散骨場経営の許可申請者の欠格事由を定めており、①精神障害により認知、判断及び意思疎通に支障がある者や破産者、②1年以上の懲役または禁錮刑に処せられて一定期間を経過していない者、③暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に違反するおそれのある者、④墓埋法第4章に規定する罪を犯し刑に処せられて一定期間を経過していない者に対しては、経営許可をしない旨定めている（第2条3項）。また、散骨場予定地に関しては、学校・病院・介護施設・身体障害者施設・児童福祉施設・老人福祉施設等がある土地、公園や国道・道道等交通頻繁な道路、軌道、河川、湖沼、公共施設、公共的施設や農地、店舗、人家等の施設がある土地の各境界からおおむね500メートル以上離れていることや（第5条1項（1））、上水道供給及び水源等に影響を及ぼすおそれのない場所であること、道の自然環境保全条例による指定地域に指定された地域でないこと、隣接市町村の境界からおおむね500メートル離れていること、地形上危険な場所でないこと、等の規制が定められている（施行規則第5条（2）～（7））。

この条例は、散骨場の経営のほか散骨行為をも規制している。

（3）長野県諏訪市「諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例」

長野県諏訪市は、すでに制定していた「墓地等の経営許可等に関する条例」⁷を改正し、散骨場に関する規定を設けている。この条例では、散骨場とは、「散骨を行うために、散骨場として市長の許可を受けた地域をいう。」と定義し（第2条（1））、散骨場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとし（第3条1項）、墓地・納骨堂と同様、許可申請には、市長との事前協議や（第4条）、施行規則⁸で定めるところによる周囲200メートル以内にある自治会への事前説明会の開催し同意を得ることを義務付けている（第5条、施行規則第3条、第4条）。

また、散骨場の設置場所については、墓地と同じく、①国県道その他重要な道

⁶ 平成19年9月18日、規則第29号

⁷ 平成12年3月28日 条例8号

⁸ 平成12年3月28日 規則第2号

路からは原則 50 メートル以上、人家等ふくそう⁹地からは原則 200m以上離れていること、②土地は高燥地で飲料水を汚染するおそれがないこと、③境界を画し、かつ清潔美化の措置をすること、という規定があり（第 9 条）、散骨場の境界には障壁、周辺には密植した低木の垣根を設けねばならない（第 10 条 2 項）。

（4）埼玉県秩父市「秩父市環境保全条例」

埼玉県秩父市は、すでに制定されていた「秩父市環境保全条例」¹⁰及び同施行規則¹¹を平成 20 年 12 月 18 日に改正し、条例第 36 条で「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りではない。」と規定した。この条例の制定目的は、市民及び事業者の環境保全についての責務を明らかにし、良好な環境を保全することであり（第 1 条）、その一環として散骨行為を規制するもので、前述した長沼町の条例の趣旨に類似する。

上記「市長が別に定める場合」とは、条例施行規則第 23 条で、①焼骨の散布に係る事業者がその事業を行うために設けた場所ではないこと、②あらかじめ隣地土地所有者から同意を得ているか、隣地境界から原則 100m以上離れていること、③公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められること、としている。また、焼骨の散布をしようとする者の事前届出義務、市長の報告徴収権限や、散骨場への立入調査権限等を規定している。

この条例は、散骨場の経営のほか個人の散骨も規制するものである。ただし、条例第 36 条本文の反対解釈として、墓地での散骨は禁止されていないと解する余地があることは、長沼市の条例と同様。

（5）静岡県御殿場市「散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 21 年 3 月に制定され¹²、散骨事業には市長の許可を要するとしている（条例第 7 条第 1 項）。また、散骨場計画者には、周囲 300 メートル以内の自治会等に対して説明会を開催し（条例第 3 条）、その意見・要望等を取りまとめて市長に報告すること（施行規則第 3 条）、境界を接する土地所有者の同意を得ること（条例第 4 条）や、市長との事前協議（条例第 5 条）等の義務が課されている。また、散骨場予定地は、①計画者が所有し、かつその他の権利が設定されていないこと、②散骨場用地の所有権の一部を計画者以外の者に譲渡しないこと、③散骨場や周辺地域の災害防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に関して施行規則で定める措置が講じられて

⁹ 寄り集まっているという意味。

¹⁰ 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 187 号

¹¹ 平成 17 年 4 月 1 日 規則 138 号

¹² 平成 21 年 3 月 9 日 条例第 19 号、規則第 3 号

いること、④散骨場の設置場所および構造設備が、施行規則で定める基準に適合していること、の全てを満たす必要がある（条例第7条）。

さらに、市長には、事業者に対する報告徴収権、立入検査権、改善勧告、改善命令とそれに従わない場合の許可取消し権限や事業の中止命令、原状回復命令等の権限がある（第9条～第15条）。加えて、無許可事業者や原状回復命令等の命令違反者に対しては懲役や罰金の刑罰が6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることがあり（条例第18条）、また法人に対しては行為者を処罰するほか法人にも罰金が科されることがある（両罰規定、条例第19条）。

以上のように、この条例は散骨事業者を対象とするものであるが、その許可基準は極めて厳格で、違反者への刑罰を規定していることなど、大変厳しい姿勢が窺われる。

(6) 埼玉県本庄市「本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成22年3月に制定され¹³、散骨場を設置しようとする者（設置者）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとしている（第4条）。また、許可の申請前に施行規則第2条に定める許可事前協議書を提出して市長と事前協議をすること（第5条）た、標識を設置して設置計画を周知した上で、意見を申し出た近隣住民と協議をし、その結果を市長に報告すること等が規定されている（第6条～第8条）。

さらに、許可の条件として、事業の敷地について①敷地が設置予定者の所有であり、それ以外の権利が存しないこと、②隣接土地所有者の同意を得ていること、③公園、学校、保育所病院その他の公共施設または現に人の居住する建物の敷地境界から、原則として約300メートル以上離れ、河川または湖沼から約100メートル以上離れていること、④幅員4メートルの道路に接し、必要な地盤の改良、擁壁の設置等の安全措置が講じられていること、⑤目隠しとして障壁や樹木の垣根等が設置されていること等が規定され（条例第10条）、市長には報告徴収や立入調査、許可基準に違反した設置者に対する改善命令、許可の取消し、使用禁止命令、原状回復命令等の権限が認められている（条例第16条～第20条）。

この条例は、散骨事業を規制するものであるが、違反者に対する罰則は規定されていない。

(7) 宮城県松島町「松島町環境美化の促進に関する条例」

宮城県松島町は、従前から制定していた「松島町環境美化の促進に関する条例」

¹³ 平成22年3月31日 条例第1号、規則第11号

を平成 22 年 5 月に改正し¹⁴、第 9 条に「何人も、みだりに焼骨を散布してはならない。」という規定を設け、町長は違反者に対して必要な措置の勧告及び命令、立入調査、拒否した者の公表等の措置を規定した（第 10 条～11 条）。また、散骨業者に関しては 6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金刑、その他の違反者に対しては 5 万円または 1 万円の罰金刑を定めている（第 14 条）。この条例も、町の環境美化の促進をはかり、良好でさわやかな環境を確保すること等を目的とし（第 1 条）、その一環として散骨行為に関する規制を行うもので、前述した長沼町や秩父市の条例の趣旨に類似するが、散骨行為が一律に原則禁止とされ違反者への刑罰を規定している点で、非常に厳しい条例となっている。

(8) 神奈川県湯河原町「湯河原町散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は平成 26 年 7 月に制定され¹⁵、散骨事業者が散骨事業を行なおうとするときには、町の許可を要するとしている（第 6 条第 1 項）。許可申請者には町との事前協議、近隣住民への事前説明会を開催することや隣接土地所有者全ての同意を得ることを要件とし、一定の欠格事項を定めている（第 3 条～第 5 条、第 7 条）。また、散骨場については、条例及びその施行規則¹⁶により、事業者の所有地で抵当権等が設定されていないこと、観光資源、河川、公園、学校、保育園、病院等の公共施設、及び隣接する市町との境界から 300 メートル以上離れていること、出水や土砂の流出敷地措置、焼骨の飛散防止・流出防止措置等の公衆衛生対策が講じられ、敷地境界には緑地帯及び障壁または垣根が設置されるなどの規定がある。

さらに、規定に違反した事業者に対しては、町は改善勧告、改善命令、当該散骨場の使用制限・使用禁止、許可の取消し、事業の中止命令、原状回復命令等の権限が規定されている。

この条例は、散骨事業に対する規制であるが、違反者に対する罰則こそ規定されていないものの、相当厳格な規制となっている。

(9) 静岡県熱海市「熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 27 年 6 月に制定され¹⁷、散骨場を営もうとする者は市長の許可を要するとしている（第 3 条第 1 項）。許可申請者に一定の欠格事由を定めているほか、市との事前協議、標識により周知して近隣住民への事前説明会を開催することや隣接土地所有者の同意を得ること等を定め

¹⁴ 平成 22 年 5 月 28 日 条例第 9 号

¹⁵ 平成 26 年 7 月 31 日 条例第 22 号

¹⁶ 平成 26 年 8 月 5 日 規則第 14 号

¹⁷ 平成 27 年 6 月 29 日 条例第 27 号、規則第 17 号

ている（第4条～第9条）。また、散骨場については、事業者の所有地で抵当権その他の権利が設定されていないこと、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域以外の場所で、かつその場所そこから110メートル離れ、国道県道等の主要道路、河川、公共施設、農地、店舗、人家等及び他市町との境界から110メートル以上離れていること、飲料水汚染のおそれがなく、地すべり出水その他の災害のおそれの少ない場所で、敷地境界に障壁または垣根、周囲に緑地帯が設置される等の規定がある（第11条）。

さらに、市長の報告徴収や立入検査権限や、違反した事業者に対しては、改善勧告、改善命令、許可の取消し、使用禁止命令、原状回復命令等の権限が規定されている。なお、罰則の定めはない。

（10）神奈川県箱根町「箱根町散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成27年9月に制定された¹⁸。散骨事業を行なおうとする者に対し、町長の許可を要件としている（第7条第1項）。申請者の欠格事項は定めていないが、市長との事前協議、隣接地所有者や地元住民・自治会への事前説明会の開催や、隣接地所有者の同意を要件としているほか、許可の基準として、散骨場予定地が経営者の所有地で他者の権利が設定されていないこと、予定地及び周辺地域の災害防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に必要な措置が講じられていること、散骨場の構造及び設備が規則に定める基準に適合していること、飲料水、温泉その他の揚水を汚染することがないこと、事業者が暴力団関係者ではないこと等、詳細な規定がなされている（第3条～第8条）。さらに、町長の事業者への報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令、許可の取消し等の規定があること、及び罰則の規定がないことは、熱海市の条例と同様（第12条～第20条）。

（11）静岡県伊東市「伊東市散骨場の経営の許可等に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成27年12月に制定された¹⁹。散骨事業を行なう者ではなく、散骨場を経営しようとする者は市長の許可を得るものとし（第3条第1項）、申請者の欠格事項を定め（第4条）、市長との事前協議、標識の設置による計画の周知、事前隣接地所有者や地元住民・自治会への事前説明会の開催、意見がある者との協議のほか、隣接地所有者の同意を得ることを要件としており（第5条～第9条）、その細則は施行規則に定めている。

また、散骨場予定地に関しても経営者の所有地で他者の権利が設定されてい

¹⁸ 平成27年9月28日 条例第21号、規則第29号

¹⁹ 平成27年12月15日 条例第44号、規則第40号

いこと、土砂流出等の災害防止対策や焼骨の飛散防止・流出防止措置を講じること、予定地は、主要道路や河川、公共施設等から 300 メートル以上、水源や飲水用井戸から 500 メートル以上、隣接する市や町の境界から 300 メートル以上離れていること、温泉や地下水を汚染せず、地滑りや出水その他の災害のおそれのない場所であること、境界に障壁等を設け、周囲に緑地帯等を設けることなど、合計 13 項目もの許可基準を規定している（第 11 条）。さらに、市長の事業者への報告徴収等各種の権限が規定されていることは、前の 3 条例と同様（第 13 条～第 20 条）。

この条例も、違反者に対する罰則こそ規定されていないものの、許可を受けるための条件は詳細かつ厳格である。

（12）静岡県三島市「三島市散骨場の経営等の許可に関する条例」

この条例は、同施行規則とともに平成 29 年 12 月に制定され²⁰、散骨事業には市長の許可を要するとしている（第 5 条第 1 項）。また、計画者には、市長との事前協議、標識の設置による計画の周知と周辺住民への説明会の開催または個別説明、隣接土地所有者の同意を得ること等の義務が課されている（第 7 条～第 10 条）。さらに、事業予定地については、施行規則第 3 条に、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域以外の場所で、かつその場所から 300 メートル以上離れていること、国道等の主要道路、公園、学校、図書館等の教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、ゴルフ場定休城東のレジャー施設、事務所、店舗、住宅、農地及び他市町との境界から 300 メートル以上離れていること、飲料水・農業水汚染のおそれがなく、地すべり出水等の災害のおそれの少ない場所で、敷地境界に障壁または垣根、周囲に緑地帯が設置される等を規定している。

加えて、市長には事業者に対する勧告、措置命令。許可の取消し、中止命令、原状回復、報告徴収、立入検査、違反業者の公表等の権限があり（条例第 17 条～第 25 条）、無許可事業者や原状回復命令等の命令違反者に対しては 6 カ月以下の懲役または 50 万円以下の罰金、その他の違反者に対しては 10 万円以下の罰金に処する規定があり（条例第 27 条、第 28 条）、また事業者が法人である場合には行為者を処罰するほか法人にも罰金が科されることがある（両罰規定、条例第 28 条）。

この条例も散骨事業を規制するものである、その許可基準は詳細かつ厳格であり、違反者に対しては刑罰が予定されていること等、大変厳しい条例である。

3 要綱による規制

²⁰ 平成 29 年 12 月 15 日 条例 39 号、規則第 49 号

上記長沼町の条例が制定された翌年の平成 18 年、北海道亀田郡七飯町は、「七飯町の葬法に関する要綱」²¹を制定している。条例は、その地方公共団体の範囲内の人の権利義務に関する法規範の性質を有していますが、「要綱」は一般人を規律するものではなく行政機関の内部規律であり、最高裁判例も「事業主に対する行政指導を行なうための内部基準」であると判示している²²。

この要綱の制定趣旨は、「焼骨について墓埋法が想定していない葬法（法定外の葬法）が広がりつつある昨今の風潮に鑑み、七飯町内に業者による法定外の葬法が提起された場合には、地域における行政を自主的かつ町民の意思尊重の下に実施するため」であるとしている（第 1 条）。

この「法定外の葬法」を行う場所（事業計画地）については、第 3 条で、事業計画地の周辺 110 メートル以内に、学校・病院・介護施設・身体障害者施設・児童福祉施設・老人福祉施設等がある場所や、公園や国道・道道等交通頻繁な道路、軌道、河川、公共的施設や人家、町長が集落をなしていると認める区域から 110 メートル以内の場所、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域内とそこから 110 メートル以内の区域、水道水源等影響を及ぼすおそれのある区域や自然公園・自然保護条例による指定地区、七飯町と隣接する市町区域から 500m 以内等の区域は除外するよう町長が事業者に指導し、事業者はこれを遵守すべきことが規定され、また、「その他、町長が公衆衛生その他公共の福祉に著しい影響を与えると認める」区域も除外するよう指導するとしている。

さらに、事業者は町が指定した書面等により地域説明会を実施し、地域関係者（町内会など）の書面による承諾を得ること（第 4 条）、承諾を得た場合であっても地域関係者以外の不特定多数の町民が反対の意見を表明したときは、町長は事業者に対してその意思を尊重するよう指導する（第 5 条）とされている。加えて、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。」との規定があり（第 6 条）、町長に広範な裁量が認められている。前述した区域に関する規制と相俟って、事業者は町の厳しい行政指導を受けることとなり、散骨事業は事実上不可能であるといえる。

4 ガイドライン・指針による規制

(1) 熱海市海洋散骨事業ガイドライン

熱海市では、上記散骨場の許可等に関する条例のほか、海洋散骨を行う事業者に対し、市民の生活環境の保全、漁業・観光産業関係者とのトラブル防止、市民

²¹ 平成 18 年 3 月 14 日、要綱第 1 号

²² 武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱の事例（最判平成 5 年 2 月 18 日民集 47 卷 2 号 574 頁）

や別荘所有者、観光客が抱く熱海市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止という観点から、海洋散骨を行う事業者を対象として、平成 27 年 7 月 1 日に「海洋散骨事業に関するガイドライン」を定めている。

このガイドラインは、後述する伊東市の場合と異なり、「海洋散骨を行う事業者」に適用するとし、以下の事項を「事業者の責務」としてその遵守を求めている。記載されている事項自体には法的な強制力はないと思われるが、遵守していないことが判明すれば、その事業者が市民をはじめ社会的非難の対象となって業務に支障をきたしたり、事業の適法性や相当性が問われるような場合に不利に働く可能性がある。

- ① 熱海市内の土地（初島を含む）から 10 km 以上離れた海域で行う。
- ② 海水浴やマリレジャー客の多い夏季における海洋散骨は控える。
- ③ 焼骨をパウダー状にし、飛散させないため水溶性の袋に入れて海面に投下する。
- ④ 環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラス尊雄他の人工物）を撒かない。
- ⑤ 事業を宣伝・広報する際に「熱海沖」「初島沖」など、「熱海」を連想する文言を使用しない。
- ⑥ その他、ガイドラインに記載された「基本的な考え方」や「目的」を踏まえて、十分な配慮を行う。

（2）伊東市における海洋散骨に係る指針

熱海市に隣接する静岡県伊東市も、平成 28 年 2 月 1 日に「伊東市における海洋散骨に係る指針」を定めている。この指針は、記載されている「目的」や「基本的な考え方」は、熱海市とほぼ同様だが、「海洋散骨を行う者及び事業者に適用する。」とし、これらの者に対して、市民の生活環境の保全、漁業や観光産業の関係者とのトラブル防止、市民や別荘所有者、観光客が抱く伊東市のブランドイメージの毀損や経済的影響の防止という観点から、以下の事項の遵守を要請するとしている。

- ① 伊東市内の陸地から 6 海里（約 11.11 km）以内の海域で散骨しない。
- ② 環境保全のため自然に還らないもの（金属、ビニール、プラスチック、ガラスその他の人工物）をまかない。
- ③ 宣伝・広報に関し、「伊東沖」「伊東市の地名」など、「伊東」を連想する文言を使用しない。
- ④ その他、指針に記載された「目的」や「基本的な考え方」や「目的」を踏まえて、十分な配慮をする。

これらの指針も、ガイドライン同様法的な強制力はないと思われるものの、遵守していないことが判明すれば、社会的非難の対象となる可能性がある。

第 4 散骨・自治体アンケート調査のまとめ

1 趣旨

散骨に関する地方自治体の問題意識、基本的考え方、その後の状況等について、詳細なアンケート調査を行い、ガイドライン作成の参考資料とする。

2 このまとめは、以下の 15 市町のアンケートを行った結果を事務局でまとめたものである。

北海道七飯町、同岩見沢市、同長沼町、宮城県松島町、
茨城県北茨城市、埼玉県本庄市、同秩父市、東京都渋谷区、
神奈川県箱根町、同湯河原町、静岡県熱海市、同三島市、同伊東市、
島根県江津市、愛媛県愛南町

問 1 条例又はガイドライン制定のきっかけ

具体的トラブルなしが 6 市区町村、近隣を含めてトラブルありが、7 市町村と分かれた。

(1) 具体的トラブルなし 6 区市町

- ・北海道七飯町（自然景観が豊かであり、将来的に自然葬が広まる可能性の指摘が住民からあり。要綱を策定）
- ・松島町 カキ養殖などの漁業。散骨による風評被害を懸念し、禁止に。
- ・北茨城市 散骨に関する問い合わせが多く、「法定外だ」という回答では疑問に感じ、届け出の提出を促す目的で策定。
- ・本庄市 特定の問題はない。
- ・渋谷区 散骨の相談事例はない。
- ・江津市 市民からの相談、問い合わせがきっかけ

(2) 事業者と住民のトラブル 7 市町

- ・北海道長沼町 樹木葬のための森林公園造成の相談あり。新聞報道ののち、反対運動がおこる。
- ・秩父市 民間の方から散骨場を造りたいとの話あり。住民の強い反対があり、平成 20 年 12 月に制定。
- ・箱根町 事業者からの照会が発端。
- ・湯河原町 隣接する市で散骨場設置の事案あり。ルール化の必要を感じて、平成 26 年に制定。
- ・熱海市 平成 25 年に散骨場の設置の計画はじまる。隣接土地所有者、近隣住民等の反対運動がおこる。反対署名が市に出されたことが経緯。

海洋散骨については直接的な規定がないため、条例制定に合わせてガイドラインを策定した。

- ・三島市 熱海、御殿場等の近隣市町において、民間企業とのトラブルがあり、両市での対応に合わせ、議会より規制を求められた。

地表に撒くものは条例、海洋へ撒くものは指針として策定

- ・愛南町 土地所有者から散骨代行事業尾を粉いたいとの相談の電話。後日説明を求められた。近隣住民との調整については、「自分の土地だから何をしても自由だ」等との考えだったことアから、今後トラブルになることが予見できたことから条例制定を行った。

問2 散骨の概念

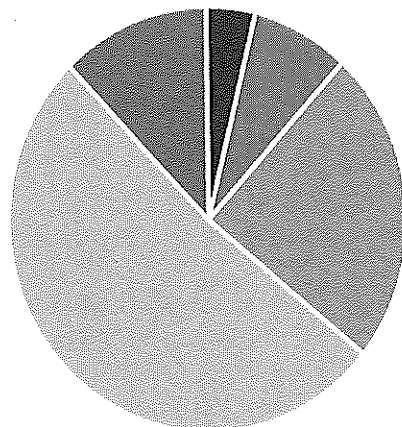
川や海、山に撒くのが散骨とするところが多いが、墓地外で落ち葉で覆うようなところ、墓地内でも同様なところを散骨と広く解するところもある。

川や海、山に撒くのが散骨だとする自治体が	13
墓地以外で撒いた焼骨の上から落ち葉などで覆うような方法は散骨	6
墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨	2
墓標を建てる以外はすべて散骨	1

その他

- ・地方公共団体の許可を受けて事業区域内で行う散骨
- ・焼骨の粉末を地上等に撒くこと
- ・骨の粉末(その形状が顆粒状及び遺灰を含む。)を墓地敷地内を含むすべての土地、川および海に散布すること

問2 条例等を作成した際、「散骨」概念についてどう認識しておられましたか。次のうち近いものを選んでください。



(複数回答でも結構です。)

回答数

- 1 ア 墓標を建てるもの以外はすべて散骨。
- 2 イ 墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨。
- 6 ウ 墓地以外で、撒いた焼骨の上から落ち葉等で覆うような方法は散骨。
- 13 エ 川や海、山等に撒くのが散骨。
- 3 オ その他

■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ

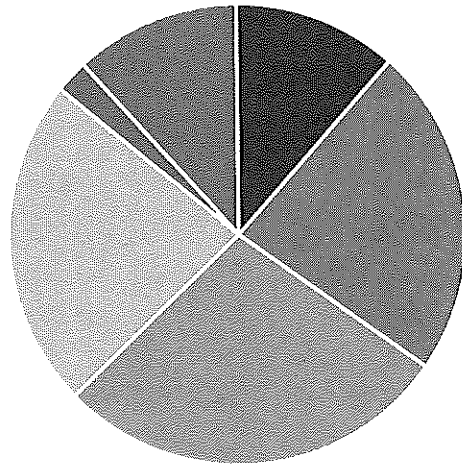
問3 条例による規制の目的

風評被害、地域経済価値の維持、環境保全が多いが、葬送観念への適合、消費者保護もあげられている。

風評被害等からの地域産業(観光業、漁業等)の保護	1 2
地域の経済価値の維持(土地所有権、漁業権など)	1 0
環境保全	1 0
住民の葬送観念への適合	5
消費者保護	1
その他	

- ・記録として残すことでの散骨行為の実態の把握、
- ・なんらかのトラブルに発展した場合行為者の特定に至りやすい
- ・公衆衛生の向上及び快適な生活環境の確保
- ・公衆衛生の向上及び市民の良好な生活環境への寄与
- ・市民が健康で生き生きと暮らせ、安全、安心で快適に過ごすことができる街づくりに寄与するため

問3 条例等を作成した際、規制する目的はなんであったかについてお尋ねします。次のうち近いものを選んでください。(複数回答でも結構です。)



回答数

- 5 ア 住民の葬送観念への適合。
- 10 イ 地域の経済価値の維持（例えば、土地所有権、漁業権など）。
- 12 ウ 風評被害等からの地域産業（例えば、観光業、漁業等）の保護。
- 10 エ 環境保全。
- 5 オ 消費者保護。
- 4 カ その他

■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ

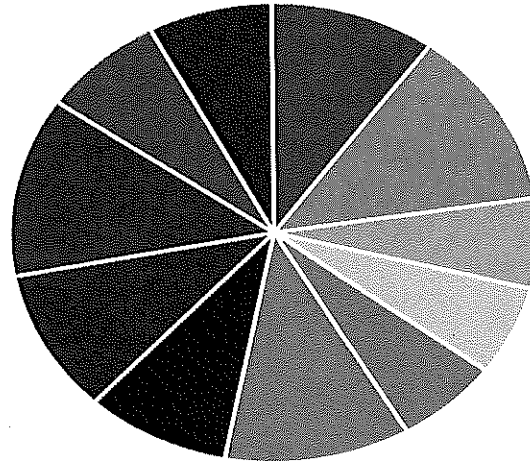
問4 条例で設けた制約の内容

土地所有者等、住民等の承諾を求めるところが多いが、地下水などへの影響、学校等の社会的施設への影響、住宅への近接、業病県、自然保護、文化財等が挙げられている。

土地所有者に加えて隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾が必要	10
地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき	10
学校等社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る	9
住宅に余り近くては困る	8
漁業権のある回行き、湖沼、下線域は避けるべき	8
自然環境や文化材の近くは困る	7
散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるものの選択)	6
散骨サービスを行う事業者に対して、なんらかの形で適格性が確認されるべき	5
(焼骨が撒かれる)場所内が適切な管理がなされていること	5
(焼骨が撒かれる)場所内に適正必要な施設等整備がなされていること	5
その他	
・墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない(顆粒状のものを含む)	
・みだりに散骨を散布してはならない。	
・何人も墓地以外の場所で焼骨を散布してはならないと規定	
・散骨の経営の計画の概要について、周辺関係者に対し説明会を開催し、説明しなければならない	

- ・指針・遵守を要請する事項
- ・飛散及び流出の防止、隣接する市町村とおおむね500m以上離れていること。

問4 「問3」で掲げた「目的」を踏まえ、具体的にどういった制約を条例などのなかに盛り込みましたか。該当するものに全て「○」印をお付けください。



■ ア ■ イ ■ ウ ■ エ ■ オ ■ カ ■ キ ■ ク ■ ケ ■ コ ■ サ

回答数

- 8 ア 住宅にあまり近くては困る（具体的に [] km 以上離れていた方が 良い）。
- 10 イ 散骨される土地については、土地所有者に加えて、隣接・近接の土地所有者・住民からも承諾が必要。
- 5 ウ （焼骨が撒かれる）場所内が適切な管理がなされていること。
- 5 エ （焼骨が撒かれる）場所内に適正・必要な施設等が整備されていること。
- 5 オ 散骨サービスを行う事業者に対して、何らかの形で適格性が確認されるべき。
- 9 カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る。
- 7 キ 自然環境や文化財の近くは困る。
- 8 ク 漁業権のある海域、湖沼、河川域は避けるべき。
- 10 ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき。
- 6 コ 散骨を撒く際の配慮（焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別—例プラスチック製のモノの除去—など）なされるべき。
- 6 サ その他

- ・住宅からの距離 0.5km、0.5 km、0.3km、0.1km 4件記載

問5 どのような関係者から意見を求めたか

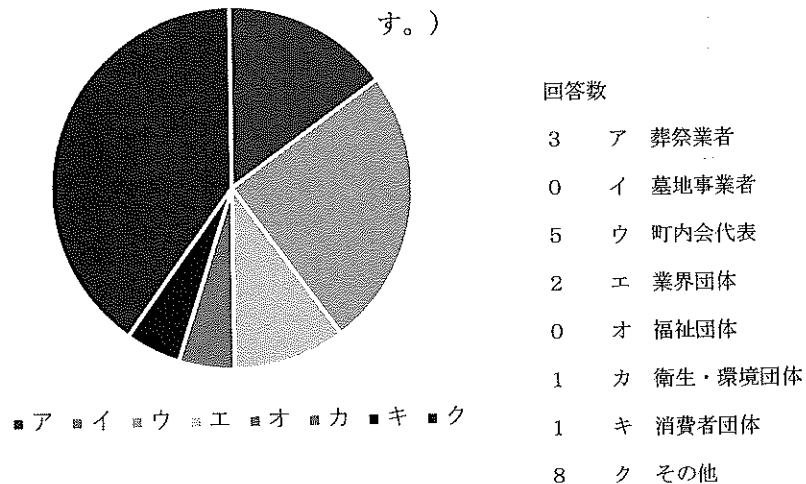
町内会代表が多く、葬儀業者、業界団体(観光関連と思われる)等となっている。

町内会代表 5 葬祭業者 3 業界団体 2 衛生・環境団体 1
 消費者団体 1 墓地事業者 0 福祉団体 0

その他 他自治体、国、都道府県、地方検察庁、
 課内で協議
 漁業関係者
 河川管理者、水道事業者

問5 条例等の作成にあたり、どのような関係者から意見を求めましたか。

(複数回答でも結構です。)



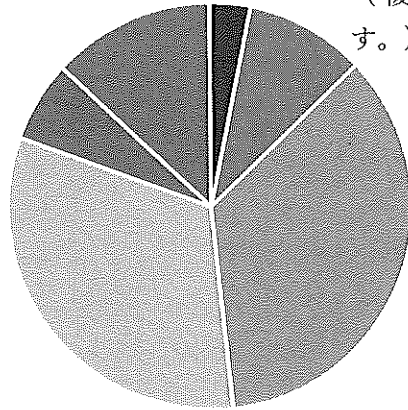
問6 意見聴取の仕組み

条例やガイドラインであることから、議会での決定、首長の決済が多い。

議会での決定 11
 首長の決済 10
 パブリックコメント 3
 専門家からの意見を聞く 2
 審議会、検討会の意見を聞く 1

問6 条例等の決定に当たっては、どのような意見聴取の仕組みをとりましたか。

(複数回答でも結構です。)



■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ

回答数

- 1 ア 審議会・検討会の意見を聞く。
- 3 イ パブリックコメント。
- 11 ウ 議会での決定。
- 10 エ 首長の決済。
- 2 オ 専門家の意見を聞く。
- 4 カ その他

その他

- ① 外部からの意見聴取等はなし。
- ② 不明
- ③ 市議会の担当委員会
- ④ 課内協議

問7 条例制定時の反応

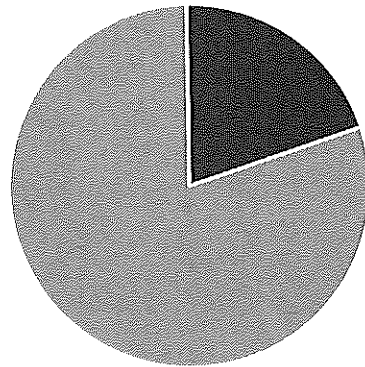
もっと厳しくすべき 3
 もっとゆるくすべき 0

その他記載されている事項

- ・制定に前向きな意見が多かった。
- ・特になし
- ・不明
- ・特に意見はなかった。
- ・ほぼ全域が国立公園に位置するため、散骨ができるか疑問が残るとい
う一部意見があったものの、一定のルール作りについては肯定的な意見
が多かった
- ・意見なし
- ・不明
- ・不明
- ・議会においては、罰則規定や他方との関係性を問うもののほか、条例
の個別規定に対する質問があったが、「厳しく」又は「穏やかに」とい

- った意見はなかった
- ・記録がないため、不明
- ・意見は聴取していない
- ・単純に禁止してしまえばいいではないか等

問7 条例等の制定の際、住民、関係者、議会などの意見は、総じてどのような物でしたか。



■ ア ■ イ ■ ウ

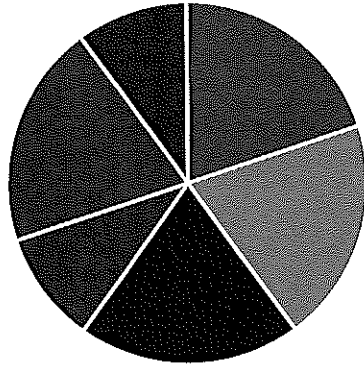
回答数

- 3 ア もっと厳しくすべきだ。
- 0 イ もっと緩やかにすべきだ。
- 12 ウ その他

問8 住宅地からの距離等の具体的規制の内容

- ア住宅地からの距離の規制 2
- 散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾 0
 - ・(散骨が撒かれる) 場所の管理 0
 - ・(散骨が撒かれる) 場所内の施設等の整備 0
 - ・散骨サービスを行う事業者の適格性の確認 0
 - ・学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制 2
 - ・自然環境や文化財の近くでの散骨規制 2
 - ・漁業権のある海域、湖沼、河川での散骨の制限 1
 - ・地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制 2
 - ・散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるもの
の選別 - 例 プラスティック製のものの除去一等) 0
- その他 事業者に対する保証措置(事業者に保証金を納めさせること)

問8 「問7」で、「ア」あるいは「イ」と、お答えなられた場合に重ねてお尋ねします。具体的に、



■ア ■イ ■ウ ■エ ■オ ■カ ■キ ■ク ■ケ ■コ ■サ

回答数

- 2 ア 住宅地からの距離。
- 0 イ 散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾。
- 0 ウ (散骨が撤かれる) 場所内の管理。
- 0 エ (散骨が撤かれる) 場所内の施設等の整備。
- 0 オ 散骨サービスを行う事業者の適格性の確認。
- 2 カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制。
- 2 キ 自然環境や文化財の近くでの散骨規制。
- 1 ク 漁業権のある海域、湖沼、河川での散骨の制限。
- 2 ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制。
- 0 コ 散骨の撤く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別
一例:プラスチック製のモノの除去など)。
- 1 サ その他

問9 条例による効果(問題解決)があったか。

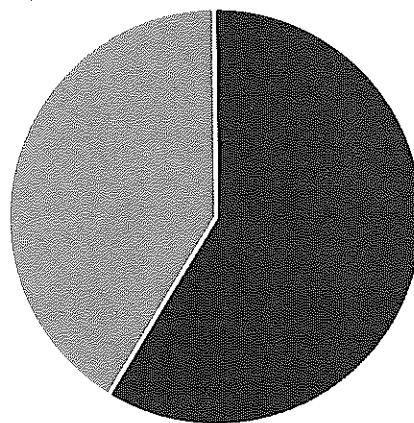
- 効果があった。 1 0
- 効果がなかった。 0
- その他

・問い合わせから提出につながればいいが、提出までに至らない案件もあったため、100%とはいえないが、一定の効果があったと認識
(平成30年9月施行 平成30年1件届け出(4体)、令和元年1件届

け出(2体)

- ・照会のあった事業者の計画はなくなったほか、その後条例等の判断による案件はなし
- ・該当事業は今のところ無し
- ・不明
- ・不明(現在まで申請なし)
- ・昨今の永代供養への関心の高まりとともに、海洋散骨に係る問い合わせも増えたことから、指針に定める「遵守の要請」について市民等に説明することはこれまで何度もあった。指針の目的に理解が得られ、海洋散骨の適正化に効果があった。
- ・散骨代行事業をしていた方が親族から猛反対され、計画を断念したため、条例による効果は不明。

問9 条例等の策定により、効果がありましたか(問題解決ができましたか。)



■ア ■イ ■ウ

問10 条例等の作成に当たり、対応に苦慮したこと

- ・法定外の葬法について要綱で定めたのは北海道で初めてのケースで、どのような事例が想定されるか苦慮しながら制定。
- ・「葬送の自由」と「公共の福祉・利益」との調和をどう考えるか。
- ・前例がなかった罰則を設けたこと。
- ・問い合わせがあった場合に届け出るよう案内し、提出を促し、件数や実態把握に努めているが、インターネット等のメディアでどこに断りもなくできてしまうので、本当の実数は不明。
- ・条例施行前に設置されていた散骨場との調整。

- ・先進事例も少ないため、調査手法等を含め苦慮。
- ・法令に定めのない事項のため、苦慮。
- ・記録がないため不明であるが、当時、先例がほぼなかったことから苦慮した。
- ・散骨を規定する法律はなく、許可の手続きは必要ないが、住民感情を損なわずに散骨を容認することは困難であること。
- ・突発的な相談から条例制定の方針となったため、短期間での作成が求められたこと(議会まで3～4箇月程度)

問1 1 制定後の新たな問題、その検討状況等

- ・条例は、散骨場の設置等の規制に関する条例であるが、ここ数年は、散骨行為自体に関する問い合わせがあるため、散骨行為の取り扱いについて検討する必要がある。
- ・舗装措置を制定すべきという付帯決議が出され、条例を変更する必要があるか検討段階となっている。
- ・散骨を規定する法律はなく、許可の手続きは必要ないが、住民感情

問1 2 その他意見、要望等

- ・墓理法に散骨を規制する規定がない
近隣の方の宗教的感情に配慮する必要がある、
散骨後に落ち葉や土などをかぶせた場合埋蔵に該当し、墓地でなければならぬ旨を話し、できる限り近隣へ配慮をお願いする
保証措置を制定すべきという付帯決議が出され、条例を変更する必要があるかどうか検討段階
- ・国が法制化し、全国統一的に制度化して欲しい
- ・法の整備を求める
- ・個人が行う散骨は、葬送の自由や宗教関係の問題もあり、法による規制は困難であると考えられるが、事業者（個人事業者を含む。）が行う散骨事業及び散骨代行業については、悪質な事業者が法による規制がない状況を利用していることから、一定程度の拘束力を持つ規制が必要である。

散骨に関する自治体へのアンケート調査

名称（ ） 条例・ガイドライン・指針等

1 趣旨

散骨に関する地方自治体の問題意識、基本的考え方、その後の状況等について、詳細なアンケート調査を行い、ガイドライン作成の参考資料とする。

2 アンケート調査の内容

問1 「散骨」に関して規制している条例、要綱、ガイドライン等（以下、「条例等」という。）は、どのような問題が契機となって作成されましたか。事業者又は団体からの照会が発端であった場合、事業者又は団体と住民とのトラブルが発端であった場合、その他の場合等、できれば、具体的な経緯をお聞かせいただければと思います。

（ ）

問2 条例等を作成した際、「散骨」概念についてどのように認識しておられましたか。次のうち近いものを選んでください。（複数回答でも結構です。）

ア 墓標を建てるもの以外はすべて散骨

イ 墓地敷地内であっても、埋蔵以外は散骨

ウ 墓地以外で、撒いた焼骨の上から落ち葉等で覆うような方法は散骨

エ 川や海、山等に撒くのが散骨

オ その他の考え方（ ）

問3 条例等を作成した際、規制する目的は何であったかについてお尋ねします。次のうちで、近いものを選んでください（複数回答でも結構です）。

ア 住民の葬送観念への適合

イ 地域の経済価値の維持（例えば、土地所有権、漁業権など）

ウ 風評被害等からの地域産業（例えば、観光業、漁業等）の保護

エ 環境保全

オ 消費者保護

カ その他（ ）

問4 「問3」で掲げた「目的」を踏まえ、具体的にどういった制約を条例などのなかに盛り込みましたか。該当するものに全て「○」印をお付けください。

ア 住宅にあまり近くては困る（具体的に [] km 以上離れていた方が良い。）

イ 散骨される土地については、土地所有者に加えて、隣接・近接の土地所有者・住民からも承諾が必要

- ウ (焼骨が撒かれる) 場所内が適切な管理がなされていること
- エ (焼骨が撒かれる) 場所内に適正・必要な施設等が整備されていること
- オ 散骨サービスを行う事業者に対して、何らかの形で適格性が確認されるべき
- カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くは困る
- キ 自然環境や文化財の近くは困る
- ク 漁業権のある海域、湖沼、河川域は避けるべき
- ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与えることは避けるべき
- コ 散骨を撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別一例プラスチック製のモノの除去ーなど) なされるべき
- サ その他
(具体的に)

問5 条例等の作成に当たり、どのような関係者から意見を求めましたか(複数回答でも結構です)。

- ア 葬祭業者
- イ 墓地事業者
- ウ 町内会代表
- エ 業界団体
- オ 福祉団体
- カ 衛生・環境団体
- キ 消費者団体
- ク その他 ()

問6 条例等の決定に当たっては、どのような意見聴取の仕組みを取りましたか(複数回答でも結構です)。

- ア 審議会・検討会の意見を聞く
- イ パブリックコメント
- ウ 議会での決定
- エ 首長の決済
- オ 専門家の意見を聞く
- カ その他 ()

問7 条例等の制定の際、住民、関係者、議会などの意見は、総じてどのようなものでしたか。

- ア もっと厳しくすべきだ
- イ もっと緩やかにすべきだ

ウ その他 ()

問8 「問7」で、「ア」あるいは「イ」と、お答えになられた場合に重ねてお尋ねします。具体的に、何について、そのようにとの意見であったかという点について、該当するものに全て「○」印をお付けください。

ア 住宅地からの距離

イ 散骨される土地、隣接・近接の土地所有者・住民からの承諾

ウ (散骨が撒かれる) 場所内の管理

エ (散骨が撒かれる) 場所内の施設等の整備

オ 散骨サービスを行う事業者の適格性の確認

カ 学校等、社会的・文教的・医療・社会福祉的な施設の近くでの散骨の規制

キ 自然環境や文化財の近くでの散骨規制

ク 漁業権のある海域、湖沼、河川での散骨の制限

ケ 地下水、河川の下流域及び湖沼の水質に影響を与える散骨の規制

コ 散骨の撒く際の配慮(焼骨を細かく砕く、追悼時に手向けるモノの選別—一例:プラスチック製のモノの除去—など)

サ その他

(具体的に)

問9 条例等の策定により、効果がありましたか。(問題解決ができましたか)

ア 効果があった

イ 効果がなかった

ウ その他 ()

問10 条例等の作成にあたり、対応に苦慮したことが有れば、お聞かせください。

()

問11 条例等の制定後に新たな問題があれば、検討状況を含め、お聞かせください。

()

問12 その他意見、要望等があれば、お聞かせください。

()

第 5

海外における火葬と散骨の法制度

本稿要旨¹

本稿は「1 散骨の前提となる「火葬」の受容状況—宗教的状況等の背景・規範」「2 宗教的規範による制約と、世俗の法令規制」「3 海外（アメリカ）での散骨に関わる事業者の業務規制状況」について、主に欧州、アメリカ合衆国、東アジアを対象として、その報告をまとめたものである。

他の地域においては、特に「散骨」について、という規制が整備されていないか、その規制の状況については、本研究では状況の確認が困難であったため、除外している。それらを包括して、最後に「4 海外における散骨規制にかかわるポイント」としてまとめた。

なお、調査の対象とした欧州、アメリカ合衆国、東アジアの検討についても、「散骨」という視座から、各々のエリアにおける「概説」をまとめたものであることをお断りしておく。

1 散骨の前提となる「火葬」の受容状況—宗教的状況等の背景・規範

我が国は、世界の火葬大国であり、99.9%の火葬率である。しかし、世界に目を転じるならば、火葬率や火葬方法（拾骨する、焼骨を砕く等）も異なっている。

ここで「火葬」という行為という行為に言及をするのは、火葬を行わずしては、「散骨」という行為も成立し得ないためである。

火葬に係わる国際組織には、イギリスに本部を置く「火葬協会」がある。世界各国の火葬状況のリサーチを行っており、日本環境齋苑協会もこの協会に所属している。以下に「火葬率」について述べるが、これは原則として同協会が発表した平成 29（2017）年の値である。また、以下の各宗教や、国別の動向は「概説」に留まることもお断りしておく。

(1) キリスト教

キリスト教文化圏といわれる国における信者は、世界で現在約 23 億人を超える程存在しているといわれ、信者数としては最も多い。

大きくは「カトリック派文化圏（約 12 億人）」と、それ以外—主に「プロスタント派文化圏（約 5 億人）」に分かれる（なお、その他「正教会」の信者は約 3 億人。モルモン教会やエホバの証人の信者など「自称」キリスト教諸派の信者が約 4 億人などとなる）。

カトリック派文化圏にある国の火葬率は総じて高くない。19 世紀から 20 世紀にかけて欧州では、墓地行政、つまり墓地等にかかわる法令・制度の整備が大きく進んだ。その内容は「火葬」をめぐるものについてであった。

ただ、旧来にわたって、カトリック派では、火葬を禁止してきた影響は強く残っており、フ

¹ 本稿は「海外における火葬と散骨の法制度等に関する報告書 1125」（長江曜子_聖徳大学教授・生涯学習研究所長—2020.11.27 提出）に基づいて、研究代表者・研究分担者が長江氏にヒアリング。それら結果を踏まえて、研究代表者・研究分担者の総意でこれをまとめたものである。

ランス (36.8%)、イタリア (23.9%)、スペイン (50.3% - バルセロナ 2016 年) 等は、肉体を伴った「復活思想」のため、墓地等にかかわる法令・制度の整備が進んだ現在においても、火葬率は上昇する傾向にあるとは言い難い。

つまり、墓地等にかかわる法令・制度の整備を進め、火葬は、衛生上の遺体処理として推奨されてはいても、火葬後の焼骨は、その形状を残さない。このことから、キリスト教カトリック派の教義の主要を成す「肉体を伴った復活を遂げる復活思想 (キリストが再臨し、最後の審判が行われ、天国と地獄に行くものが分かれ、天国で永遠の命を得る)」とは、相入れないのである。

1963 年ローマ法王庁が「火葬が復活に支障がない」と、宣言を行った。それでも「火葬」という行為は信者には浸透してゆかない、馴染み難い状況であることは変わらない。

加えて、21 世紀に入り、ローマ法王庁は「散骨や (焼骨の) 自宅保管をすることは望ましくない」旨の発言を行っている。この他、法王庁は信者の火葬に関して「遺灰 (焼骨) を分配してはいけない」などとする新しい指針を出した。さらには「遺灰【遺骨】を遺族で分配したり自宅で保管したりすることは許されず、教会の墓地など神聖な場所で管理されなければならない」「死者の尊厳を守り、家族の祈りや信仰のコミュニティから隔絶されることがないように、神聖な場所に保管すべきであって、空中や海に撒くことはゆるされない」という指針なども示されている (2016 年 10 月 26 日雑誌「ソナエ」より)。

これは、地球上 12 億人以上いるカトリック教徒に影響する可能性が考えられる。

他方、同じキリスト教文化圏にあっても、プロテスタント派文化圏にある国 (世界で約 5 億人程) では、主な国を挙げると、イギリス (77.0%)、ドイツ (プロテスタント、カトリック 62.0%)、アメリカ合衆国 (51, 55%) の火葬率である。

カトリック派文化圏にある国と比較すると、若干、火葬率は高いものの、それでも、火葬後の散骨は一般的であるとは言い難く、墓地内に埋葬する従来型の墓地や、納骨堂形式主流である。また、墓地内の散骨エリアや、ガーデニング墓地内埋葬等も、増えてきている。

アメリカ合衆国では、土葬は高価な棺や防腐処置のエンバーミング、死装束、遺体のメイクアップ、ボルト (棺のカバー、) 等平均 5000 ドル以上かかるので、火葬平均火葬料金だけなら 100 ドルと安価なため、火葬が増加傾向にあがまだ 50% 台である。

棺も、レンタルのものや、段ボール製もある。病院などから麻製の納体袋に収まった遺体が運び込まれ、遺族は立ち会わず、順番に火葬される。遺体を間違えないように金属プレートに刻印された火葬番号で管理される。金属製のプレートを可燃性のベルトで足に装着。それを付けたまま遺体は火葬され、すべての焼骨は散骨を目的としなくても火葬後金属や大理石の玉を入れたグラインダーで砕かれたのち、火葬証明書と火葬の金属プレートを容器に密封し、 SHIPPING (郵送) されるか、遺族が火葬場に取りに来る。

火葬後の遺骨は、骨壺に入れて、自宅に置くか、納骨堂に安置するか、あるいは従来通り墓地に埋葬され (骨壺のまま、骨壺の樹脂製やコンクリート製のカバーボルトで保護する) 墓石を建立する方法をとることもある。

また、墓地内散骨エリアで散骨し、散骨された個人の名前をメモリアルプレート (墓誌)

に刻むこともある。が、それらはあくまでも例外的措置にとどまるものである。本年、コロナ感染症拡大の中にあっても、死亡者の増加拡大でも、アメリカニューヨーク州ニューヨーク市では、マンハッタンにある小さな島に、土葬地を用意して、土葬を順番に行っている光景がインターネット情報に掲載されていたぐらい宗教上の土葬による埋葬が重要であった。

(2) イスラム教

イスラム教は、現在、全世界に18億人以上がイスラム教徒（ムスリム）と言われる。

イスラム教の文化圏、及びその影響の強い国というと、我々はもっぱら中東を思い浮かべるが、中東に暮らすムスリムはほんの一部にとどまる。

世界最大のイスラム人口を持つ国がインドネシアで、人口2億5千万人のうち9割近くの2億2千万人がムスリムである。その他、世界のムスリムの半数以上はアジアに暮らしており、パキスタン、バングラデシュ、インドなどが多くの人口を抱える。

彼らは「死後の復活」を強く信じているため、遺体保存の土葬が当然であり、火葬がなされることは非常に稀であり、時として不名誉な扱いとしてなされる場合もある。

アジアのイスラム教国は、マレーシア、インドネシア、バングラディッシュ、パキスタン等では、宗教上の復活思想のため、一切火葬しない。（インドネシアは、イスラム教文化圏であるが、華僑が多い地域においてわずかであるが火葬場が存在している。シンガポールも、複合民族の国家であり、面積が狭く火葬奨励である。イスラム教徒は、その中でも、土葬するがメッカの方角に向かって立ったまま埋葬されている）。

(3) 東アジア — 「祖霊信仰」「先祖崇拝」

こうしたいわば一神教的教義に拠る文化圏の形成の他に、我が国をはじめ、大陸（における主に「漢民族」）、朝鮮半島などといったいわゆる東アジアでは、こうした一神教的教義宗教が浸潤をみせていることと併行して、いわば社会的な習俗として、「祖霊信仰」「先祖崇拝」が根強くゆきわたっている。祖霊信仰（それいしんこう）もしくは祖先崇拝（そせんすうはい）というのは、「既に死んだ祖先が、生きている者の生活に影響を与えている、あるいは与えることができる、という信仰・習俗の影響下にある」と考え、その先祖を様々な形で慰撫するという宗教行為である。

こうした習俗がある一方で、現実的・物理的問題として、都市化が進むアジア文化圏は、火葬率が上昇してきている。アジアの国々にとって墓地問題は、都市の土地問題としてとらえられやすいからである。国土の狭い、大韓民国や台湾、香港などでは、伝統的な風水（前に水、後ろに山という子孫繁栄の地を、風水師に見てもらい墓地を作る。）上、良い土地に墓地を作ると一族が繁栄し、成功し、財産を残すと考えられている。

風水にかなった巨大な土饅頭の古墳型、亀甲型の墓地を人々は本来作りたがっているが、都市が膨張する現状とは反して土地不足を助長するので、大韓民国では、2000年の葬事に関する法律の全面改正で土葬を禁止し、土地の節約になり省スペース可能な火葬を奨励している。台湾、香港、シンガポールにおいても、国土が狭いため火葬を奨励している。

また、中華人民共和国においては、かつて上海市などといった都市部において墓地不足解

消と薄葬を考え、火葬を奨励し大規模な大規模船による海洋散骨を奨励していた。

現在は経済成長による空前の墓地ブームが起こっている。アジア文化圏は、火葬率が極めて高い。アジアにおける火葬率は、日本（99.9%）台湾（96.8%）、大韓民国（84.6%）香港において火葬が推進されている。

2 宗教的規範による制約と、世俗の法令規制

(1) 欧州の事例■

① イギリスでは、墓地内に散骨場所が設置されている。河川に骨灰をまく場合は、汚染防止法（1974年制定）により、地方自治体の水質当局に届け出義務がある。

1950年代より、墓地内では、メモリアルガーデン（外側から見ると花壇にしか見えない）に、小さなネームプレートを設け、地下に骨壺を埋め、有期限貸し付け10年後に骨灰を、花壇に撒く方式が取り入れられた。

墓地、火葬場に散骨する場合は2週間前に、火葬申請者に通知する規制がある。その申請・通知に関する記録 - 故人の記録は保存される。

② フランスでは、散骨に関してはかつては「公道以外どこでも撒いて良い」との内容の法規制であったが、現在では、観光地であるパリ市セヌ川では散骨禁止されている。パリ市内の公営ペールラシェーズ墓地内には、10万人の埋葬者がある。1980年代当時の火葬率は5%未満だったが、現在では上昇している（2015年は、34.1%）。

2008年12月19日制定法（施行は2009年12月14日）によって、「遺族間で遺灰を分けることができなくなった」

「また法改正により従来のように骨壺を家で保管することができなくなった。」



※：パリ市ペールラシェーズ墓地散骨場（右は散骨した直後の様子）[撮影-長江曜子]

散骨の場合は、出生届を出した市町村に届けることになるが、散骨場所、散骨を行った

日と時間について記述した書類を、散骨後に郵送する必要がある。それが散骨の証拠となる。

遺体を分けることができないというのと同じ考えから、散骨もいくつかの場所に分けて撒くことはできなくなり、1か所のみで全て撒くなら可能となっている。

現在は、出生地に氏名、散骨した年月日と場所を届け出る義務が議員立法で定められた。公共の場所での散骨は禁止されている。

- ③ スウェーデンは、社会福祉の観点から火葬及び墓地を捉えている。1882年に「人間の尊厳を傷つけない葬儀」という趣旨から、公的団体として設立された「スウェーデン火葬協会」が、宗教に関係なくすべての国民を平等に扱い葬送を行っている。スウェーデン国民は、所得の一部を埋葬税（かつては、年収の1%を教会税として納めていた経緯があり、積立しておく義務があった。現在は埋葬税と名前を変えている）として積み立てている。そのため、死後火葬と墓地は用意されているのである。死後、葬送について困ることはない。

ほとんどの公共墓地や教会墓地内には、通常の土葬墓地や火葬の墓地（墓石を建立するとともに、墓碑を建立しない無名墓（ミンネスルンデン）～ 分解可能な骨壺に入れ地中に納骨するタイプ～ や、散骨墓地がある。無名墓や散骨墓地についても、これを勝手に使用することはできない。使用許可は届け出制となっている。



※：スウェーデンにおける火葬場の様子 [撮影-長江曜子]



※：スウェーデンにおける火葬場の様子 [撮影-長江曜子]

世界遺産として有名な。建築家のアスプルンドが設計した、首都ストックホルムにある世界遺産「森林墓地」には、追想の丘や散骨墓地が設置されている。



※：世界遺産「森林墓地」における散骨場（右下：ミネソルンデン） [撮影-長江曜子]

散骨墓地（エリア）には、献花台が設置されており、献花する人が絶えない。散骨記録は墳墓地への埋葬の記録と同様に、きちんと整理され、確認できるようになっている。「追想の丘」におけるスキヤタリングには、近親者は参加せず、どこに遺灰が埋められたかについては知らない。この「追想の丘」では埋葬型か散骨の方法がある。



※：世界遺産「森林墓地」における「追悼の丘」[撮影-長江曜子]

墓地の管理者は、墓地台帳に散骨されたものの氏名、個人番号、死亡年月日、死亡の場所、及び散骨の行われた年月日を記録がなされる。

公共墓地の無名墓・ミネスルンデン以外への散骨には、県に事前に報告し、散骨を行ったものから散骨完了の報告を受け、県税事務所に通知しなければならない。

- ④ ドイツは、火葬法第二条第一項に、「埋葬の方法は死者の意思に従う」とあり、土葬か火葬かという選択は「死者の遺書」によると規定された。

火葬が制度化される中で、「埋葬義務」「墓地強制」という考え方が示されている。

死者は、第一に、人間らしく埋葬される事、第二に埋葬は墓地の中で行われること「墓地強制」、第三に「埋葬義務」は社会で責任を持つことが、基本とされている。遺骨を自宅に収蔵できない。あくまで、墓地（に埋葬・埋蔵されること）が基本とされている。ドイツは、連邦制の為、一般的規制については州政府の所管となっているが、火葬法に

掘る散骨の規制条文は州法にはない。規制がないので、基本として禁止されている。

一部の州では散骨が許可されているところもあるが、極めて少ない。水葬の場合、骨壺を密閉して砂または砂利の重しをし、公海に沈める。(2015年の火葬率 54, 5%) ドイツでは、故人の遺志が火葬か土葬を表明していないときには、家族の意志確認が大切である。これは宗教上の復活思想との関連する。

次に、埋葬の費用負担の明確化がなされている。費用は故人の財産から出さねばならない。故人の財産がない場合は、セーフティネットとして税金で賄われる。

(2) アメリカ合衆国の事例

アメリカ合衆国においては、EPA（合衆国環境保護局）の規定（本稿巻末「補稿①」を参照のこと）では、船上から海上に撒くときには、陸地から 3 カイリ（約 5.5 キロメートル）離れなければならない。また、散骨後 30 日以内に、散骨について届け出義務がある。これは、環境に対する配慮である。

全米 50 州中墓地法に散骨の記述がある、たとえば、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、テネシー州、ワシントン州、カリフォルニア州、フロリダ州、ネバダ州などにおいては、同一日、同一容器に納められた火葬証明者が必要である。

散骨法で全米一厳しいのはカリフォルニア州墓地法〔次節にて解説〕であり、散骨の規制がある。1/8 インチ、約 3 ミリ以下に砕くことが必要。陸地から 3 海里約 5.5 キロ離れていなくてはならない。漁民への配慮が大切で、海域指定がある。

また、散骨する遺骨は、火葬場で同一の骨壺に入れられた遺骨であること、故人ごとの特定がなされていることが求められ、火葬証明書が必要である。(45.7%-2015 年)

アメリカの散骨トラブルとしては、ニューメキシコ州で散骨した住宅が転売され、購入者が不動産業者を訴えた事例がある。不動産物件の事前告知義務違反ということであった。高熱で処理された焼骨を砕いても、土の上ではなかなか解けない。

民間霊園中に散骨エリアが開設されているが、誰の遺骨であることの証明である書類の届け出義務があり、散骨された人の氏名や日時が、きちんと墓地のプレートにそれらが、刻まれ取り付けられる。単なる遺骨の処分ではない点が重要である。

全米で最も厳しい散骨法といわれるものが、「CALIFORNIA PUBLIC CEMETERY DISTRICTS LAW & REGULATION」(2017)。における「健康と安全の法律のセクション」の 7010.7、7116、7117、7117.1 に散骨の条項が記述されている。

*セクション 7010.7 には、散骨の定義がなされている。散骨とは、海や州の陸地その部分に合致した専用の霊園の境界を設けたエリアなどで、正式に許可され砕かれた骨灰を撒くことを意味する。

*セクション 7116 には、地域の禁止区域でないエリアや公に見分けることができない砕

かれた焼骨であり、骨壺（コンテナ）に入れられない状態にし、散骨するには私有地の所有者の許可が必要であり、また散骨の管理者の許可が必要である。

州司法権を持った代理人の管轄下にある土地のオーナーは、散骨の是非を判断するにあたっては司法、規制、政策上の立場から、その検討に臨まなくてはならない。

地域の法的代理人の土地に遺骨を、許可なく散骨することは明確に禁止されている。

陸地への遺骨の散骨は司法権の代理人の下に権限が置かれる。散骨される遺骨は、セクション 7003 あるいは、他の法律条項のために霊園で許可されたこのセクションのための地域（エリア）で散骨される。

*セクション 7117 には、

- (a) 焼骨は、この州の港から船によって行われるか、空中から海上に散骨される。
- (b) 海上で散骨する人は、故人の誕生日、亡くなった年月日、散骨される場所に最も近い地域の登記所のファイルに届け出し、司法代理人の下、散骨された死亡者の名前、死亡時間、死亡場所火葬した場所、その他必要な事項を届けなくてはならない

この最初のコピーは、許可が承認されたら、処理した 10 日以内に誕生日と死亡日時を地域の記録係に届け、3 番目のコピーを発行された事務所に返却しなければならない。

- (c) このセクションの目的のために、海上と表現には、内陸の航行可能な水源地も含まれる。また開放的な湖、滝なども、岸壁から 500 ヤード（1 ヤードは 0,91 m。500 ヤードで約 4,5 キロ）離れていなければならない。橋や埠頭から散骨を許されるためには、説明するまでのものではない（つまりは、実質的には「禁止」）。
- (d) この法律のどんな条項があるにもかかわらず、この条項とセクション 103060 セクションが海上散骨をされる希望者のための法律である。

*セクション 7117.1

- (a) 細分則にもかかわらず (a) 7117 のセクションにおいて、散骨される 7 日前までに耐久性のある骨灰を骨壺に入れて運ばなければならない。散骨のための骨壺は、散骨後 4 時間以内に溶解し、拡散する素材の骨壺に密閉されなくてはならない。
- (b) このセクションは、陸地や海上に飛行機から散骨される焼骨の骨壺は、許可されたものでなくてはならない。経済活動として営利の散骨業者は、届け出義務がある。

(3) 東アジアの事例

- ① 大韓民国（韓国）は、2000 年の葬事に関する法律の大幅な改正で、火葬を奨励してきた。現在の火葬率は 84,6% である。

韓国は、特にソウル市への人口が集中し人口密度が高いため、伝統的な風水を生かした土葬の土饅頭型の墓地は、土地不足解消のため原則禁止された。

2020 年 1 月 7 日一部改正、2020 年 7 月 8 日施行の、「葬事に関する法律（略称葬事法）」において、自然葬としての火葬した遺骨の骨粉を樹木及び草花及び芝生の下や周囲に埋める方法を、自然葬の葬事と表現している。火葬した遺骨粉をまく施設（散骨施設）に関する部分が明文化された。2008 年の葬事法改正の際、環境に配慮した自然葬制度を導入することになった。



※：韓国ソウル市営墓地 散骨墓地 [撮影-長江曜子]

1. 火葬した遺骨の安置方法としては、「奉安施設の安置（公設、私設）」「奉安堂」「奉安墓」「奉安塔」「奉安塀」などといった奉安施設に安置する。
2. 「自然葬（公設、私設）」
「芝生」「花壇」「樹木葬」「樹木葬林」などの自然葬地に安置する。
3. その他*火葬施設敷設として設置されている合同安置施設（幽宅の園）に散骨や海洋葬などが施行されているが、散骨または海洋葬などについて「葬事に関する法令」には規定していない。

韓国においては、自然葬の用語の定義としては、「火葬した遺骨の骨紛を樹木、草花、芝生などの下や周辺に埋めて葬ること」としている。我が国では平成 16 年 10 月 22 日健衛発第 1022001 号でいう「樹木葬（森林公園）」がこれに該当することとなる。

② 中華人民共和国

中華人民共和国には、国の葬祭に関する法律はまだない。法律の代わりに中国国務院が定めた「殯葬管理という行政条例がある。1985 年 2 月 8 日に国務院殯葬管理についての臨時条例」を公表、1997 年 7 月 21 日に正式な「殯葬管理条例」を公表、2013 年 1 月 1 日に

修正版を公表してから、今まで使用している。「殯葬管理条例」には自然葬（つまり散骨、中国語では節地生態葬）に関する記述がない。2016年、2月24日に民生部（厚生省）発展改革委員会、科学技術韻、財政部《大蔵省》、国土資源部、環境保護部、住宅城郷建設部、農業部、国家林業局の度9か所の部門が協働に「節地生態安葬についての指導意見」（以下指導意見）を公表した。これは、中国政府が初めての自然葬（大韓民国の例に同じく、樹木葬の概念と散骨との混同がある）についての政策である。

この「指導意見」では、初めて自然葬（節地生態安葬 land-saving and ecological burial）の内容を明確にした。つまり葬祭活動を人間と自然が融合したものとさせるために、資源節約、環境保護を目標に樹木葬、海洋葬、深埋葬、納骨堂など土地を使わない、もしくは少なく使い、資源を少なめに消耗し、解けない材質をなるべく使わない方法でお骨や遺体を埋葬するように誘導する意見です。「指導意見」では、4つの目標を設定した。

- (1) 積極的に自然葬（節地生態安葬）の埋葬方法を進める。火葬地区では、樹木葬、花壇葬、芝風葬及び立体納骨堂など土地の節約するお墓と海洋葬や散骨などお骨を保留しない埋葬方法を進める。土地改革地区（現在の火葬率は、52%程度）では、土地節約するお墓や深く埋葬し、土饅頭を作らなく、墓碑の代わりに木を植える方法を進める。
- (2) 積極的に節地生態安葬の施設を建設する。
- (3) 積極的に節地生態安葬のサービス水準を高める。
- (4) 近代的な葬祭文化を育てる。

2018年9月7日に「殯葬管理条例」の「修正意見募集版」を葬祭業界内部に公表（いわゆる「パブコメ」の公募）、中に自然葬（節地生態安葬）について、上記の「指導意見」の内容が織り込まれた。ただ、公表はまだされていない（原因不明）。

節地生態安葬の詳しい規定は、各地方行政体により、各々、基本的に樹木葬、花壇葬、芝風葬及び塔葬、壁墓地及び立体納骨堂など、いわゆる「節地葬」（土地節約葬法）は霊園構内に行く。海洋葬や河川葬などの「生態葬」（散骨、自然葬）は、一部の地方行政体が条例を出している。例えば、浙江省寧波市は「寧波市骨灰改葬試行方法」などがある。中国政府は、中国各地の行政体に対して、自然葬が土地を節約するという点で、自然葬（つまり節地生態葬、もしくは環境保護葬）に対して、補助金を出している。

例えば北京市民生局と財政局は2017年3月31日に「さらに骨灰海洋葬と骨灰自然葬補助方法を健全にする通知」を公表（金額は出ていない）した。

浙江省蒼何県人民政府は2011年8月2日に公表した「蒼南県生態葬方法」に、樹木葬、花壇葬、芝風葬及び塔葬、壁墓地及び立体納骨堂を利用する人に800元（12000円）、河川葬や海洋葬を実施する人に5000元（75000円）の補助金を出すと記述している。

しかし、一般消費者の自然葬に対する態度は、一部の貧しい人がやむを得ず選択していると感じている。伝統的な意識の根強い中国の国民たちは、あまり認めないようである。霊園業者も、積極的に取り組むというより、政府に対して従順な姿勢だけを見せる程度であり、実が伴っているとは言い難い。

霊園の土地があまりない場合は、自然葬を積極的に進めている。比較的に壁墓地が人気がある。中国は人口の約6割が月収1000元（15000円）であるとされ、経費の少ない自然葬

が将来増えることも考えられる。大連の海洋葬業者「大連海葬」は、毎年 5, 6 千体を海に散骨している（と、いわれる）。

大連の年間死亡者数は約 12, 000 名。とされているから、半分の死亡者について、ひとつの事業者が散骨している計算となる。ただ、大連の人口は戸籍人口数だけで約 600 万人。なので死亡率は僅か 0. 2 % となる。こうしたことから上記についても「と、いわれる」としか受け留めることが出来ない。

- ③ 中華民国台湾は、火葬率 96, 8% であり、いわば、世界第 2 位の火葬大国であるといえる。宗教的な背景として仏教、キリスト教、道教の複合的な地域である。台湾は国土が狭い。墓地問題は、土地問題でもある。

墓地使用权及び、埋葬規則により規定される。焼骨は、墓地と納骨堂に埋葬される。

海葬は、土地資源の節約と環境保全を考えた殯葬の方式である。

これはまさに、火葬された骨灰の再処理後に、「環境保全の紙袋」に入れ、安息箱の中に入れ、6000 公尺の海域において、家族により故人を祝福したのち、安息合に生花とともに海中に入れることである。海葬は、民国 92 年今から約 12 年前から行われている。

92 年には年 1 回、105 年からは、毎年 9 回、3 月から 10 月は 10 回海洋散骨が行われている。湾内の端から 6000 公尺の海域まで出たのち家族と先行者の祈りの後、散骨が行われ、花を海に入れ、大海の中に天地と同遊し、大自然の中に生命が回帰していく儀式を行う。船は、合同葬の場所でもある。

台北市の「殯葬新文化」というパンフレットによれば、海葬は、費用がかからない。「多元環保葬」として、樹葬（日本の樹木葬）、火葬、連合葬儀（葬儀を合同で行い費用を軽減する）、海葬、免費恩專車（専用の無料の車両）が、環境に優しい葬儀の改革と位置づけられている。背景としては台湾は、国土が狭く、墓地不足のためである。墓地も永代使用から有期限に切り替わり、土葬から火葬を積極的に推進している。

海葬の申請と実行の流れは、台北市殯葬管理連合階層申請書による申請が必要である。

- [1] 申請者の身分証明文が必要（委託の場合、委託代理人もしくは、委託の書面）
- [2] 葬られる人の死亡証明書及び火葬許可証。
- [3] 当日、骨灰を海上に散骨する申請者と搭乗する人の身分証明書の写しが必要。

船舶の容量及び安全性を鑑み、搭乗出来る家族の人数を 1 名と制限する。なお、身分証明者（委託代理者堂の壁等に収める。河川に撒く場合は、県当局の特別許可が必要。）

台北市も、富徳公墓地内の樹葬「詠愛園樹葬区」を民国 92 年から行っている。

散骨庭園区画を展開してきたが、近年散骨でなく、13 の大きな区画に 7900 個の樹葬穴の塩ビ管内に納骨する形式になった（2015 年の火葬率は、92, 5% の場合、委託書類が必要）。受者の証明者、船の安全のために同乗する人数制限あり、乗船者名を届け出る義務あり。申請は、第一、第二火葬場・葬儀場の事務所に、午前 8 時より午後 4 時まで週 6 日受け付けている。

④ その他のアジアの散骨事情

アジアには、宗教的な背景として葬送を見ていくと、イスラム教（インドネシア、マレーシア、パキスタン、バングラディッシュなど）、仏教（タイ 80%火葬率 2016年、スリランカなど）、ヒンドゥ教（インドなど）、又、複合国家シンガポール（仏教、イスラム教、ヒンドゥ教、キリスト教など）が存在する。アジアの急速な経済発展によって、衛生上の問題からの火葬の促進がなされている。

たとえば、国土がきわめて狭いシンガポールに於いては、墓地問題は土地問題で有り、墓地不足は深刻である。シンガポール共和国の火葬率は、80, 5%である。宗教的には、複合国家であり、中国系の華僑であっても、仏教、キリスト教、インド系はヒンドゥ教、イスラム教等と多様化している。

都市の膨張のため、町中の古い霊園が、都市再開発として強制的に移転する事態が起きている。イスラム教徒の墓地エリアでは、省スペースを考えて、死者は立ったまま聖地の方向に向いて土葬される。とはいえ、一般的には、火葬後墓地や納骨堂に埋葬されることが基本である。ヒンドゥ教徒等は、海に散骨を望むため、セマカウ島沖南方2,8キロの海域を限定したところで散骨することが許可されている。

3 海外（アメリカ）での散骨に関わる事業者の業務規制状況

ネプチューンソサエティ（1974年創業。全米45か所の事務所 — 本稿巻末「補稿②」を参照のこと）のHPにおける散骨に関する同社の業務にかかわる記述によると、「各州には散骨に関する独自の法律があり、水上に散骨する場合、連邦法は州法より優先される可能性があります。従って、散骨を計画する場合、地方及び州の法律を確認し、水上散骨に適用される可能性のある連邦法を遵守して下さい」とあり、各州の制度の確認を促している。

「ほとんどの州では、所有者の許可を経て、私有地や管轄者の許可を得て公有地に散骨することができる」とあるとともに、「テキサス州の法律では、火葬された遺骨を無人の公有地、公共の水路や海、または、許可を得た私有地に散骨できる可能性がある」と書かれている。

また、コンテナ（我が国でいう「骨壺」）が生分解性でない限り、「火葬された遺骨は散骨する前に容器から取り除かなければならない」とある。

カリフォルニア州の墓地法では、遺灰は、墓地内の散骨エリアや、禁止区域でない場所に散骨されたり、財産諸州者や管理機関の許可を受けた土地に散骨されたり、納骨堂、霊廟、墓地へ埋葬されたり、自宅保管や教会などの宗教施設に保管されるとある。

但し、連邦クリーンウォーター法によると、陸地から少なくとも3カイリ離れたところでの散骨を規制している。また、河川や湖も「あらかじめ許可された地であること」が条件であり、内陸水散骨は、水路を管理する州政府機関から許可を受けることが法的に義務付けられている。

海に散骨する場合、「(前述の通り) 容易に分解する容器に入れなければなりません」とされている。遺灰は、ビーチやウエディングプールでの散骨は禁止の可能性はある。

EPA には、散骨から 30 日間以内に届け出義務がある。ネプチューンソサエティでは、散骨の規制が厳しいので、フロリダ州キービスケーン沖 3, 25 カイリの海底に、遺灰をコンクリートに混合し、ヒトデ(星)形や貝殻の形にして、GPS 情報でマークされ、海底に設置される。完成すると 16 エーカーにもなり、「人生の後に命を与える」と海洋生物のための住みかとなる慰霊の形式まで開発実施している。

空中の散骨は、指定空域の法規制があるが、撒くときにきちんと入れ物から遺灰を出し、そのほかの空中から落下する危険性のあるものは禁止されている。

4 海外における散骨規制にかかわるポイント

海外の火葬の実態と散骨に関する法規制について、調査研究する中で傾向は、以下の 4 点があげられる。

- ① 火葬率は、宗教的な背景と関係が強い点が分かった。キリスト教(特にカトリック)、イスラム教は、復活思想の影響によって火葬率が低い。
- ② 宗教上の問題から、墓地法の中に埋葬義務の概念が存在し、遺体と遺骨に対する尊厳性が大切にされる。火葬か土葬かは、故人の意思が尊重される。改葬散骨は、考えにくい。単なる遺骨の処分ではない。そのため、各国における墓地に係わる「法」の中で散骨が位置付けられている。ガイドラインで済ませている国はなかった。
- ③ 撒く自由もあるが、撒かれる迷惑を考え、撒かれる場所についてルールが制定されている。環境に対する配慮や、漁民への配慮、周辺住民への配慮が重要である。
- ④ 「業」として散骨を請け負う事業者の届け出義務の必要性や、散骨された故人の記録に関する保存の義務等について、各国で規制していることが明らかになった。

基本としては、散骨が散骨として単独に存在するのではなく、海外の法律において「墓地法」の中で位置づけられている点が重要である。そのうえで、海外の散骨の実情と法律からかんがみた散骨について留意なされるべきであろうと思われる点をまとめる。

[A] 散骨の届け出制が必要である。フランスでは 2008 年の法改正で、散骨された故人の出生地に、散骨の日時、場所を記述した書類を届け出なければならない。

そうすれば年間散骨者数がきちんと記録される。また、アメリカ連邦法でも、環境に配慮する EPA において散骨度 30 日間に届け出義務があるなど法整備が行われている。

フランスのように、故人の出生地への届け出制か、アメリカのように地方の散骨する場所に事前許可を申し出、書類を提出、散骨後報告するとともに、EPA にも届け出る。

また、墓地内に散骨が行われる場合には、墓地管理時事務所の墓籍簿に届け出保管の義務付ける等、データをきちんとすべきである。

こうした対応を我が国に当て嵌めれば、埋火葬許可書の提出義務や、本人の散骨の意思表示の遺言等の書類の提出と保存義務を規定すべき、というコトが導き出される。

[B] また、陸地の散骨場が台風等大雨で土砂崩れによって、遺骨が流された事案が我が国でも生じている。韓国のように、緑地保全のための樹木葬や散骨墓地などは、林野庁と環境保全と防災上の観点から、安易な設置を認めてはならない。地域住民の安全、安心への配慮が十分はかられる配慮が必要である。

[C] 宗教的な配慮も大切である。散骨が「安価な遺骨処理」となってはならない。

[D] 「葬法の一つ」と考えれば、他者への配慮が必要になる。宗教儀礼を伴った海洋散骨であるべきである。漁民に対する配慮や、陸地からの距離も、3カイリ(5, 5キロ)以上離れた場所、あるいは外洋200カイリの場所まで離れる必要がある。今日陸地から1キロ前後で散骨している状況が報告されている。

改めて触れるまでもなく、海外では海水浴場や、湖沼、河川における散骨も出来ない。

[E] 散骨に対する、環境への配慮が必要である。遺骨に含まれる危険性のある残留物が自然環境を破壊しかねない点を、きちんと基準を示すべきである。

遺骨の粉骨の大きさの基準や、骨壺の材質(すぐに分解可能な素材)、副葬品が自然環境を破壊しないものに限る等。

[F] 散骨を「業」している事業者の届け出義務と、更新義務、散骨における書類の管理、散骨された故人の名簿管理や書類の記録保存義務、必要があるときの立ち入り調査権、罰則規定等についても、記載することなどが求められる。

以上

2020/12/8 海洋葬 | 海洋投棄の管理 | アメリカ合衆国環境保護庁 (以下 EPA)

米政府の公式サイト。

EPA

海洋葬

関連情報

EPA は海洋投棄に対して、特別許可、研究許可、緊急許可、一般許可を与えます。

- [海洋投棄許可についての追加情報はこちら](#)。
- [海洋葬を報告](#): 海洋葬をした人は、海洋葬をしてから 30 日以内に EPA に報告しなければなりません。報告には[海洋葬報告ツール](#)を用いてください。
- [海洋葬に関するお問い合わせは EPA 地域事務所まで](#)。

EPA は「海洋保護、調査および禁漁区域法 (以下 MPRSA)」に基づいて一般許可を出すことによって、遺骨または遺体を海洋葬することを認可しました。[合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項](#)によって、一般許可は発行されています。

MPRSA 一般許可は、ある特定の条件下の洋上において、遺骨または遺体の運搬、海洋葬を認めます。

海洋葬に対する MPRSA 一般許可のもとでは、以下のような行為は禁止されています。

- 遺骨または遺体を海岸から 3 海里 (5,556m) 以内の海域に海洋葬すること。海岸とは、通常の干潮時海岸線や、海図上で入り江や川の河口部をわたって引かれた線のことを指す。

[写真] アメリカ軍が海洋葬を行っている。

- 人間以外を海洋葬すること (ペットなど)。
- プラスチック製や金属製の花、花冠、墓石、人工サンゴなど、海洋の環境で容易に分解できないものを海に入れること。

これらの行為を希望する場合は、[MPRSA 特別許可](#)への申し込みをする必要があります。

目次

海洋葬に関する指定	152
海洋葬についてよくある質問.....	154
MPRSA 海洋葬一般許可の対象となるのはどのような人ですか?	154
海洋葬に先立って、何か書類を提出して許可を得る必要はありますか?	154
海洋葬のためのポートを持ってないのですが.....	154
MPRSA 一般許可のもとで、ペットなど人間以外の動物を海洋葬することはできますか?	154
火葬が終わった遺骨に医療廃棄物が混ざっている場合は、海洋葬できますか?	154
体の一部分についても、体全体のときと同じように MPRSA 一般許可のもとで海洋葬できますか?	155
棺ごと火葬されていても遺骨を海洋葬できますか?	155

遺骨の入った人工サンゴを MPRSA 一般許可のもとで海に入れることはできますか？	155
遺骨を記念碑のようなものの中に入れて、MPRSA 一般許可のもとで沈めることはできますか？	155
風船、ロケットやその他火工品といった使い捨て装置で遺骨や遺体を運び、その着水によって放出することは できますか？	155
海洋葬の一部として、ボートそのものを燃やしたり、海上で火葬をしたりすることは、MPRSA の一般許可の 中で認められますか？	155
容器に入れた遺骨を海洋葬することはできますか？	156
州政府が海洋葬にかかわることはありますか？	156
湖、川、入り江で遺骨を撒くことはできますか？ できる場合、追加の書類の提出は必要ですか？	156
遺骨または遺体を米国から運び、他国の領海で海洋葬をすることはできますか？	156
詳しい情報を知りたい場合、どこに問い合わせればよいのでしょうか？	157

海洋葬に関する指定

海洋葬の準備

遺骨または遺体の海洋葬に向けた準備、および海洋葬は、このような事柄についての責務を負う民間機関、アメリカ沿岸警備隊、アメリカ海軍が適切だろうと判断した手順および注意事項に沿って行われる必要があります。それに加えて、遺骨や遺体の陸上での運搬、たとえば墓地以外への移動に対して、州または地方のルールが適用されることがあります。

火葬されておらず、棺に入っていない遺体

棺がない場合、EPA としては、天然繊維の埋葬布または帆布を遺体に巻き付け、鉄の鎖などを付けて素早く沈むのを助けることをお勧めしています。

火葬されておらず、棺に入った遺体

棺がある場合、プラスチック製品は予め棺から取り外さねばなりません。海洋環境では分解されず、受け入れがたいゴミになる可能性があるからです。アメリカ海軍が使うような金属製の棺は、検討が必要です。EPA の推奨する事項は以下の通りです：

- [図] 迅速に、永久的に、確実に沈むのを助けるために、このような棺の準備をお勧めします：2 インチ（約 5cm）の穴を 20 個開ける、6 つの帯で縛る、最低でも 300 ポンド（約 136kg）の総重量にする。図は「アメリカ海軍海洋葬プログラムの棺の準備に関する指針」（2010）より。
棺への海水の取り入れおよびそれに伴う空気の排出を助けるために、2 インチ（約 5cm）の穴を最低 20 個開けましょう。穴は、上面に 8 個、底面に 8 個、そして頭側と足側に 2 個ずつ、均等な間隔をおいて開けるようにしましょう。布や紙といった多孔質のもので穴を覆って、遺体が見えないようにすることもあります。ただしその場合も、テープなど、接着するものとしてプラスチック製のものを使わないでください。
- 速く沈めるために、砂やコンクリート（鉛はだめです）を棺に追加して最低 300 ポンド（約 136kg）にすることで、遺体や棺の浮力を相殺しましょう。遺体の頭が下になってしまうと心苦しいという人は、棺の足側

を重点的に重くしましょう。

- 棺は最低 6 本の丈夫なステンレスの帯、鎖、または天然繊維のロープで縛りましょう。迅速に、永久的に、確実に沈めるためです。棺には、頭面—上面—足面—底面および、頭面—側面—足面—側面という、2つの縦長の軸がありますが、それぞれ 1 本の帯で縛りましょう。横向きの帯は、4 本を等間隔に縛ります。頭側と足側の蓋が別々であるタイプの棺である場合は、特に後者が重要になります。市販の輸送用ストラップは、海洋環境では急速に劣化するため、使用はお勧めできません。
アメリカ海軍海洋葬プログラムにはさらなる情報が載っています。

海洋葬をする場所と法律

火葬されていない遺体

MPRSA 一般許可は、火葬されていない遺体の海洋葬を、陸から 3 海里 (5,556m) 以上離れた海水上かつ、最低 600 フィート (約 183m) の深さがあるところにおいて認可します。特定のエリア、具体的にはセントラル・フロリダ東部、同じくフロリダ州のドライ・トートゥガス国立公園、そしてフロリダ州ペンサコーラの西からミシシッピ川三角州までといったところでは、1,800 フィート (約 549 メートル) 以上の深さがあるところではなければ海洋葬は認められません。詳細は合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項(a)(2)を参照してください。速く、永久的に海底に沈むよう、必要なすべての手順を確実に踏まなければなりません。

火葬された遺骨

火葬された遺骨は、海水中または海面上に撒くあるいは落とします。どんな深さであっても、海岸から 3 海里 (5,556m) 以上離れているなら許可されます。

分解可能な花や花冠

海洋環境で容易に分解される材質でできた花や花冠は遺骨または遺体と一緒にしてもかまいません。通常、プラスチックの花や合成繊維の花冠は分解に時間がかかります。

30 日以内に EPA に知らせる

海洋葬を行った人は、行ってから 30 日以内に EPA に通知しなければなりません。MPRSA 一般許可のもとで行われたあらゆる海洋葬について、遺骨または遺体を運ぶ船の出港地の EPA 地域事務局に通知する必要があります。

遺骨または遺体の海洋葬は、海洋葬報告ツールによって EPA に報告できます。このツールは、シンプルなオンライン上のフォームに情報を入力することで、海洋葬を行った個人または法人が、EPA に報告できるというものです。一つまたは複数の海洋葬の報告の手引きなど、このツールについての情報は、海洋葬報告ツール説明書を参照してください。海洋葬を報告するにあたり、EPA に死亡証明書などの書類を提出する必要のないことに留意してください。

ツールを使わない場合は、遺骨または遺体を運ぶ船の出港地の EPA 地域事務局に直接連絡してください。どこ

の支局が一番適当かわからない人は、EPA の 地域事務所連絡先リスト を参照してください。

海洋葬についてよくある質問

MPRSA 海洋葬一般許可の対象となるのはどのような人ですか？

MPRSA 一般許可を利用できるのは、このような人です。

- 海洋葬のためにアメリカ合衆国の港から人の遺骨または遺体を運んでいるすべての人。
 - 米国で登録された、または米国旗を掲げていて、海洋葬のために人の遺骨または遺体を運んでいるすべての船舶および航空機の所有者または操縦者。この場合、出港地は問いません。
 - 海洋葬のために人の遺骨または遺体を運んでいるすべての米国の政府機関。この場合、出港地は問いません。
- 米国外から出港して、米国海岸から 12 海里 (22,224m) 以内の海上で海洋葬を行いたい人は、MPRSA 一般許可ではなく、MPRSA 特別許可を受けてください。

海洋葬に先立って、何か書類を提出して許可を得る必要はありますか？

いいえ。MPRSA 海洋葬一般許可は EPA への事前通告を求めています。ただし、海洋葬後 30 日以内に EPA に通知する 必要があります。

海洋葬のためのボートを持ってないのですが……

海洋葬には、所有している、もしくは（既に誰かから借りているなどの理由で）あなたが使用可能なボートが使えます。そのようなボートがない人に向けても、海洋葬向けのサービスを取り扱っている船チャーター業者はたくさんいます。海洋葬を専門にしている業者もあります。もし亡くなった人が退役軍人もしくはその配偶者であった場合、アメリカ海軍またはアメリカ沿岸警備隊を通して船を調達できる場合もあります。

MPRSA 一般許可のもとで、ペットなど人間以外の動物を海洋葬することはできますか？

いいえ。合衆国法典第 40 編第 229 条 1 項に基づく MPRSA 一般許可は、人以外の海洋葬は認可していません。ペットなど人間以外の動物の遺灰を人の遺灰と混ぜてしまった場合も、一般許可の認可の対象外です。

火葬が終わった遺骨に医療廃棄物が混ざっている場合は、海洋葬できますか？

いいえ。MPRSA 一般許可のもとでは、人の遺骨の海洋葬のみが認められています。医療廃棄物の海洋投棄は MPRSA で禁じられているため、一般許可に先立ち、遺骨に医療廃棄物が混じることのないようにしてください。ただし、医療廃棄物に相当する物質が亡くなった人の体内にあった場合は、MPRSA の医療廃棄物海洋投棄規制の対象とはなりません。

体の一部分についても、体全体のとおり同じように MPRSA 一般許可のもとで海洋葬できますか？

はい。この許可は遺骨または遺体の海での処理を認可するものです。たとえ一部でも、それが単一の故人のものであり、他の故人や動物の遺骨や遺体、存命の人物の体の一部、その他不適当な物質（特に医療廃棄物）が混じっていない限り、遺骨または遺体として適切に認定されます。ただし、医療廃棄物に相当する物質が亡くなった人の体内にあった場合は、MPRSA の医療廃棄物海洋投棄規制の対象にはなりません。

棺ごと火葬されていても遺骨を海洋葬できますか？

はい。火葬場においては、遺体は棺に入った状態で火葬し、そして遺灰から金属製の物品を除去するのが普通であると、我々EPAも把握しています。

遺骨の入った人工サンゴを MPRSA 一般許可のもとで海に入れることはできますか？

いいえ。そのようなものは一般許可の条文のもとで認可されていません。一般論として、MPRSA の海洋投棄の定義に、処分以外の目的で人工サンゴを海に落とすことは含まれていません。そのようなことの管轄は別の連邦法の範囲となります。遺骨を含む構造物を作成したり海に落としたりすることは、必ずしもそれが人工サンゴとして機能することを意味しません。そのような構造物が人工サンゴとして機能するのかどうかは様々な要因によって決まります。人工サンゴを海に落としたい人は、関連する州の漁業機関、アメリカ陸軍工兵隊、アメリカ沿岸警備隊、アメリカ海洋大気庁に相談して調整する必要があります。

遺骨を記念碑のようなものの中に入れて、MPRSA 一般許可のもとで沈めることはできますか？

いいえ。そのようなものは一般許可の条文のもとで認可されていません。石でできたものは海洋環境による速やかな分解が期待できず、漁業や航海に害を及ぼす可能性があるからです。石でできたものを処分以外の目的で海に落としたい場合は、アメリカ陸軍工兵隊による許可が必要です。

風船、ロケットやその他火工品といった使い捨て装置で遺骨や遺体を運び、その着水によって放出することはできますか？

いいえ。MPRSA 一般許可は、人の遺骨または遺体の移動を許可するのみです。風船やロケットのような回収不能な乗り物によって遺骨または遺体を運ぶことは、一般許可では認可されていません。EPA は、遺骨または遺体を運ぶものとして、船舶や航空機といった、海洋葬後に帰還できるものを想定しています。

海洋葬の一部として、ボートそのものを燃やしたり、海上で火葬をしたりすることは、MPRSA の

一般許可の中で認められますか？

いいえ。MPRSA 一般許可は、船舶やその他構造物の処分まで認めているわけではありません。したがって、そのような行為は違反となります。加えて、ボートや火葬用の薪が制御されていないと、予期せぬ場所で遺骨または遺体が沈んでしまう可能性があります。制御されていない火は、煙、灰、その他人間由来以外のゴミを出しやすく、そのような理由から、EPA は、遺骨または遺体を運ぶものとして、海洋葬後に帰還できる船舶や航空機を想定しています。

容器に入れた遺骨を海洋葬することはできますか？

はい。風の状況などの理由によっては、海上で遺骨を撒くのがふさわしくない場合もあります。そのような場合には、遺灰は適切な容器に入れて海洋葬します。アメリカ海軍とアメリカ沿岸警備隊は、容器に入れた遺骨の海洋葬についての案内を提供しています。容器はどんな種類のプラスチックも含んではならず、浮かんではならず、海中のゴミになってはいけません。海洋環境で容易に分解される容器が理想的です。

州政府が海洋葬にかかわることはありますか？

いいえ。MPRSA 海洋葬一般許可は海水に対して適用されます。州政府は、海洋葬を認可したり、連邦法による海洋葬の規則を緩和したりしてはいけません。州政府は、海岸より 3 海里 (5,556m) 以内での海洋葬を禁じる MPRSA 一般許可の規則を緩和してもいけません。川や湖、入り江といった、陸地内とみなされる水域においての散骨は、州法および／または水質浄化法に則って、州政府が認可します。州政府は、州の司法権の範囲内で、水域への投下に関して追加条項を設けることができます (MPRSA 第 106 条(d))。しかし、海への投下に関して MPRSA で規制されていることを認可することはできません (MPRSA 第 106 条(a))。

湖、川、入り江で遺骨を撒くことはできますか？ できる場合、追加の書類の提出は必要ですか？

MPRSA 海洋葬一般許可は海水に対して適用されます。川や湖、入り江といった、陸地内とみなされる水域においての散骨を、連邦が MPRSA によって規制することはありません。ただし、州政府は、州内にある川や湖といった淡水域における散骨を管理するにあたって、ある手順を要求することがあります。陸地内の水域において散骨を禁止している州もあります。淡水域での散骨にかかわる法令などについては、州政府の環境機関、保健機関、葬儀委員会などに確認してください。

遺骨または遺体を米国から運び、他国の領海で海洋葬をすることはできますか？

その国の法令によります。MPRSA 海洋葬一般許可は、米国旗を掲げている船舶や航空機、米国政府機関、海洋葬のために米国の港から出て遺骨や遺体を運ぶすべての人に適用されます。MPRSA 下での規則に従うことに加えて、ある国の主権の及ぶ海域で海洋葬を行う場合は、その国の然るべき機関に通知し、その国の法令に従う必要があります。海洋葬を禁じる国もあります。

詳しい情報を知りたい場合、どこに問い合わせればよいのでしょうか？

海洋葬について質問がある場合は、EPA の 地域事務所連絡先リスト に載っている、適切な EPA 地域事務所に連絡してください。

最終更新: 2020 年 7 月 21 日

翻訳元: <https://www.epa.gov/ocean-dumping/burial-sea>

翻訳元: https://en.wikipedia.org/wiki/Neptune_Society

Wikipedia が翻訳元ということで、せっかくなので日本語版の記事を書きました。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8D%E3%83%97%E3%83%81%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%8D%94%E4%BC%9A>

何かの理由ですぐに削除される可能性を考慮し、一応全文を書いておきます。

ネプチューン協会

ネプチューン協会株式会社は、火葬サービスを全国的に展開している、米国最大級の火葬会社である。直接火葬、火葬事前計画、急な火葬サービス、および退役軍人の火葬サービスを取り扱っている。ネプチューン協会はフロリダ州プランテーション市で設立され、現在では全国に 45 か所以上の拠点がある^[1]。カリフォルニア州サンフランシスコのネプチューン協会納骨堂や、フロリダ州キービスケーン近郊のネプチューンメモリアルリーフといった全国的に名の知られた納骨堂で有名である。

目次

沿革.....	158
ネプチューン協会納骨堂.....	159
論争.....	159
参考文献.....	159
外部リンク.....	160

沿革

ネプチューン協会は 1973 年に設立され、1985 年に法人化された。現在、サービスコーポレーションインターナショナルの子会社として運営されている。同社は 40 年以上にわたり、遺族の火葬計画の支援に携わっている^[2]。1999 年、ネプチューン協会は、カナダ・トロントに本拠地を置くスタンダードセキュリティーズキャピタルコーポレーションとの 700 万ドルのエクイティファイナンスの完了を発表し、マルコ・マーキンを社長兼 CEO に任命した^[3]。2000 年、同社はアイオワ州火葬協会^[4]を買収し、証券取引委員会に登録してナスダック証券取引所に上場したことを発表した^[5]。2003 年、ウォルト・ディズニーを大叔父に持つ人物がネプチューン協会を買収するために提案した 1,150 万ドルの取引が中止されたと報告されている^[6]。

ネプチューンメモリアルリーフ

ネプチューンメモリアルリーフは、フロリダ州キービスケーンの沖合 3.25 マイル (約 5,230m) にある水中メモリアルで、故人の遺灰を埋葬することができる。ネプチューンの海洋葬には、火葬された遺骨をコンクリートに混ぜて、頑丈で安全な墓にすることが含まれる。16 エーカー (約 6.5ha) に及ぶこのメモリアルは、世界最大級の人工サンゴである。EPA と他の多くの国内組織は、所定のガイドラインと規制に従ってサンゴ礁の建設を承認した。このサンゴ礁は、遺族が納骨したりお墓参りしたりする場所であるだけでなく、ダイバーや観光客に人気の場所でもある。

ネプチューン協会納骨堂

サンフランシスコのネプチューン協会納骨堂は、サンフランシスコの建築上のランドマークであり、サンフランシスコで唯一の無宗派の公共納骨堂である。納骨堂は 1898 年に建築家バーナード・J・S・ケイヒルによって建てられ、現在は北カリフォルニアのネプチューン協会によって運営および維持されている。銅製のドームが被さった新古典主義の構造には、火葬用の壺用に 8,500 以上のくぼみがある。この建物は、1996 年にサンフランシスコの街のランドマークに指定された。

論争

ネプチューン協会ブランドをめぐる論争が何年にもわたって報告されている。1990 年代後半、同社は元バーバーク市長の未亡人^[7]、および故人の遺骨が不適切な扱いを受けたと主張する南カリフォルニアの 308 人の住民によって訴訟を起こされている^[8]。2001 年、消費者監視グループである葬儀消費者同盟は、価格詐欺の事件に言及し、ネプチューン協会の慣行に関する懸念の手紙を連邦取引委員会に送っている^[9]。

2013 年 11 月、イーストオークランドの住民と、「より良い環境のためのコミュニティ (CBE)」のメンバーが、グランドアベニューのネプチューン協会のオフィスの周りに集まり、3,000 人の故人を収容する新しい火葬場の建設計画に抗議した。反対の主要な理由は環境問題への懸念である^[10]。施設の支持派は、火葬場の雇用創出など、火葬場によってもたらされうる利益を指摘した^[11]。

参考文献

- [1] "The Neptune Society, Inc.: Private Company Information - Businessweek". Investing.businessweek.com. 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [2] "Neptune Society Completes \$7-Million Equity Financing". Los Angeles Times. (2000 年 4 月 11 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [3] "Neptune Society Names President". Los Angeles Times. (1999 年 10 月 29 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [4] "Neptune Society Says It Has Acquired Iowa Firm". Los Angeles Times. (2000 年 10 月 10 日) 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [5] "Neptune Society Seeking to Trade on Nasdaq". Los Angeles Times. (2000 年 4 月 11 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [6] "Deal to Buy Neptune Society Is Called Off". Los Angeles Times. (2003 年 10 月 16 日) 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [7] Berger, Leslie (2000 年 10 月 10 日). "Settlement Reached in Neptune Society Suit : Legal: Sources say widow of former Burbank mayor will receive almost \$1 million after her husband's remains were mishandled and his cremation delayed.". Los Angeles Times 2020 年 6 月 9 日閲覧。
- [8] Spano, John (1988 年 1 月 23 日). "Neptune Society Offering \$2.6 Million in Settlement". Los Angeles Times 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [9] "Neptune's Legal SCAMS". Funerals.org. 2015 年 3 月 2 日閲覧。
- [10] "East Oakland residents protest Neptune Society crematorium plan". Oaklandlocal.com (2013 年 12 月 4 日)。

2014年8月2日時点のオリジナルよりアーカイブ。2015年3月2日閲覧。

[11] Johnson, Chip (2014年4月8日). "Oakland City Council dead wrong in fighting crematorium". SFGate 2015年3月2日閲覧。

外部リンク

公式ウェブサイト